

ところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支
部を改正する法律案外一案

○議長 横路孝弘君 採決いたします。

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

○城島光力君 ただいま議題となりました北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

日程第三 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（横路孝弘君） 起立多数。よつて、本案は
〔賛成者起立〕
委員長報告のとおり可決いたしました。

本多は立成十七年四月から五年間にわた
り、帰国した拉致被害者及びその家族に支給さ
れ、これらの者の自立や生活基盤の再建などに重
要な役割を果たしてきた立成被害者等治付金につ

○議長（横路孝弘君）　日程第一は、委員長提出の

帰国被害者等がいま脆弱な生活基盤の上に置かれている現状にかんがみ、これらの者の自立をは

議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

り確かなものとするため、支給期間をさらに五年間延長)ようとするもので、その内容は、次のと

○議長（横路孝弘君） 御異議なしと認めます。

おりであります

日程第一 北朝鮮當局によつて拉致された被

被害者の配偶者等が本邦に永住する場合には、当

る法律案（北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出）

十年を限度として、毎月、支給するものとする。

○議長(横路孝弘君) 日程第三、北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

関する特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

委員長の趣旨弁明を許します。北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長城島光力君。

何とぞ速やかに可決くださいますようお願い申
し上げます。（拍手）

○議長（横路孝弘君） 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君） 御異議なしと認めます。
よつて、本案は可決いたしました。

日程第三 関税法及び関税暫定措置法の一部
を改正する法律案（内閣提出）

日程第四 株式会社日本政策金融公庫法の一
部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（横路孝弘君） 日程第三、関税法及び関税
暫定措置法の一部を改正する法律案、日程第四、
株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法
律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長玄葉
光一郎君。

〔玄葉光一郎君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○玄葉光一郎君 ただいま議題となりました両法
律案につきまして、財務金融委員会における審査
の経過及び結果を御報告申し上げます。
まず、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正
する法律案は、最近における内外の経済情勢等に
対応するため、関税率について所要の措置を講ず
ます。

二
ひ関税暫定措置法の一

す。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 外国為替及び外国貿易法第十条第

二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第百七十三回国会、内閣提出)

日程第六 外国為替及び外国貿易法第十条第

二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸入承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第百七十三回国会、内閣提出)

日程第七 小規模企業共済法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第五、外国為替及び外

国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮か

らの貨物につき輸入承認義務を課す等の措置を

講じたことについて承認を求めるの件、日程第

六、外國為替及び外國貿易法第十条第二項の規定

に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出

承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件、日程第七、小規模企業共済法の一部を改正する法律案、右三件を一括して議題

といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長東祥三君。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に

基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義

務を課する等の措置を講じたことについて承

認を求めるの件及び同報告書

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に

基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸

出承認義務を課す等の措置を講じたことにつ

いて承認を求めるの件及び同報告書

小規模企業共済法の一部を改正する法律案及び

同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔東洋三君登壇〕

○東洋三君 ただいま議題となりました三案件につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、外国為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を

請求するの件について申し上げます。

平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実

施した旨の発表を契機として、外国為替及び外國

貿易法第十条第一項に基づき、同年十月十四日以降、北朝鮮からのすべての貨物の輸入を禁止する

等の措置が継続して実施されております。

政府は、その後の我が国を取り巻く国際情勢に

かんがみ、昨年四月十日の閣議において、この措

置を継続することと決定しました。

本件は、これまで四回にわたり半年間の継続が

繰り返されてきた点を考慮し、延长期間を一年間として、四月十四日以降も当該措置を講じたこと

について、国会の承認を求めるものであります。

次に、外国為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき

輸出承認義務を課する等の措置を講じたことにつ

いて承認を求めるの件について申し上げます。

昨年五月二十五日の北朝鮮による二回目の核実

験を実施した旨の発表を受け、北朝鮮に対しさらなる厳格な措置をとることが必要であるとして、

政府は、同年六月十六日の閣議において、外為法第十条第一項の規定に基づき、北朝鮮を仕向け地とするすべての貨物の輸出を禁止する等の措置を講じることと決定いたしました。

本件は、これを受けて、六月十八日から当該措

置を講じたことについて、国会の承認を求めるも

のであります。

両件は、第百七十三回国会に提出されました

が、繼續審査となり、三月十七日直嶋経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入

り、質疑を終了したものであります。質疑終了後、採決を行った結果、全会一致をもつていずれ

も承認すべきものと議決いたしました。

次に、小規模企業共済法の一部を改正する法律

案について申し上げます。

小規模企業共済制度は、小規模企業者が掛金を積み立て、廃業や引退に備える制度であり、いわば小規模企業者のための退職金制度として、セーフティーネット的な役割を担っております。

近年、小規模企業者のうち個人事業主は減少の一途をたどり、また、金融危機に伴う実体経済の悪化により依然として厳しい経営環境に直面していることから、個人事業主が安心して経営活動に専心できる環境の整備は極めて重要な課題となつております。

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両件とも委員長報告のとおり承認するこ

とに決まりました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は

委員長報告のとおり決するに御異議ありません

か。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を延長する等の措置を講じようとするものであります。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君)　日程第八は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

第一に、本法律の有効期限を五年延長し、平成十七年三月三十一日までとすることとしたして

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたしました。

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

第二に、地震対策緊急整備事業計画の策定の義務化を廃止することといたしております。

震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律
案(災害対策専門委員長提出)

○議長(横路孝弘君)　日程第八、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長五十嵐文彦君。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

〔五十嵐文彦君登壇〕
○五十嵐文彦君　ただいま議題となりました法律
案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説
明申し上げます。

本案は、去る十七日の災害対策特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもつて成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、地震防災対策の推進に関する件を本委員会の決議として議決したことと申します。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願ひ申し上げます。（拍手）

○議長の報告
（報告書受領）

一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領した。

独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく平成二十一年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

○議長の報告

財務大臣菅原口直人君
総務大臣直嶋正行君
経済産業大臣中井治君
国務大臣中井治君

國土交通委員會

補欠

總務委員
辭任
逢坂 誠二君
中野渡詔子君
補欠
逢坂 誠二君
中野渡詔子君
財務金融委員

官 報 (号 外)

平成二十二年三月二十三日

衆議院会議録第十五号

議長の報告

平成二十二年三月五日提出
質問第一一三号

平成二十一年二月十六日の予算委員会における、原口総務大臣の有線ラジオ放送の運用の規正についての答弁に関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

平成二十二年二月十六日の予算委員会における、原口総務大臣の有線ラジオ放送の運用の規正についての答弁に関する質問主意書

報 (号外)

二　調査期限は何時を期限としているのか。

一　調査チームは立ち上がりつていてるのか。

この原口総務大臣の答弁に関して、以下、質問する。

厳正に対応していく」と答弁した。

そして同社の違法状態の早急な解消に向けて、有線ラジオ放送の運用の規正に関する法律に基づき内に調査チームをつくりまして、なぜこのような違法状態を長きにわたって続けさせてきたのか、私は考えておりまして」と同社の違反を認め、「省

りました。その「立て消がて」が「立きたのがこの旨分についての早期正常化に向けた総務省の対応でありますして、この対応は極めて不十分であつたと

三 答弁後どういう対処をし、今後どのような手段で違法状態の早期解決を図るのか。

平成二十二年三月十六日

城井崇議員の質問において、キャンシステム株式会社が「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の届け出義務に違反」しているとの指摘に対し、原口総務大臣は「政権をとつて、さまざま今までの行政について再チェックを指示いたし

ました。その「で済むが」が「きたのがこの部分についての早期正常化に向けた総務省の対応でありまして、この対応は極めて不十分であったと私は考えておりまして」と同社の違反を認め、「省内に調査チームをつくりまして、なぜこのような違法状態を長きにわたって続けさせてきたのか、

お尋ねの調査チームは、「有線音楽放送事業の正常化に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）として平成二十二年三月九日に第一回目の会合が開催されている。

二について

検討チームは、平成二十二年四月上旬を目途に、検討結果を取りまとめる予定である。

政治主導確立法案に関する質問主意書
「政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案」(平成二十二年二月五日閣議決定)について質問する。

政治主導確立法案に関する質問主意書
「政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案(平成二十二年二月五日閣議決定)について質問する。
今回の法案において、国家戦略局の長を官房副長官とし、特命担当大臣を制度上設けなかつたのはなぜか。昨年九月来置かれていた、国家戦略担当大臣というポストは廃止するのか。

〔政治主導確立法案に関する質問主意書〕

「政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案」(平成二十二年二月五日閣議決定)について質問する。

今回の法案において、国家戦略局の長を官房副長官とし、特命担当大臣を制度上設けなかつたのはなぜか。昨年九月来置かれていた、国家戦略担当大臣というポストは廃止するのか。

二 仮に廃止しない場合、今回の法案に係る説明資料図によれば、国家戦略局長は官房長官の直下と位置付けられているが、指揮命令系統はどうなるのか。

三 三名の官房副長官補は、国家戦略局の業務に

第六条第一項の規定に基づく、「有線ラジオ放送業務の正常化に係る報告について」と題する報告書を、(略)

四　官房副長官補室(旧・内政審議室、外政審議室、安全保障・危機管理室)と、国家戦略局は、どのように業務を分担するのか。また、指令命令系統、業務分担の面で、両者の業務が混線して支障をきたすことのないよう、どのように措置を講ずるのか。

右質問する。

内閣總理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 橫路 孝弘殿

〔別紙〕
衆議院議員山内康一君提出政治主導確立法
案に關する質問に対する答弁書

一及び二について

政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案(以下「本法案」という。)においては、国家戦略局を内閣官房の内部組織として設置することとし、その所掌事務の重要性にかんがみ、国家戦略局長には内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者を充てることとしている。昨年九月来置かれている国家戦略担当大臣は、内閣総理大臣からその担当を命ぜられた内閣法(昭和二十二年法律第五号)第三条第一項に規定する大臣であり、本法案の成立によつてその位置付け

が変わるものではない。国家戦略局の設置後に国家戦略担当大臣が置かれている場合には、國家戦略担当大臣は、国家戦略局に対して法律上の指揮命令権を有するものではないが、その担当を命ぜられた事務について大臣としての指導性を發揮することとなると考えられる。

三及び四について

本法案においては内閣官房副長官補の掌理する事務から国家戦略局の所掌に属する事務を除くこととしており、国家戦略局と内閣官房副長官補及びこれを助ける職に就いている職員で構成される組織との間で業務の重複は生じない。

平成二十二年三月五日提出
質問 第二一五号

鳩山内閣の地域主権に関する質問主意書

提出者 山内 康一

鳩山内閣の地域主権に関する質問主意書

平成二十二年二月二日、衆議院本会議で答弁された鳩山総理大臣が掲げる「地域主権」について質問する。

一 鳩山内閣は道州制を導入しないと考えられるが如何。

二 「基礎自治体が中心の地域主権」とのことであるが、都道府県を廃止して国と基礎自治体の二層構造を目指すのか。都道府県の位置づけ如何。

三 その際、国家公務員および都道府県職員の配置等処遇はどうなるのか具体的に説明されたい。

四 そもそも鳩山内閣の「地域主権」における基礎自治体とは具体的にはどのような組織、その数を想定しているか。今国会に提出されてい

る「市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」とも関連付けて説明されたい。

五 鳩山内閣の「地域主権」における地方議会の役割には立法機能および税制の決定権はあるのか。

六 「地域主権」における主権者に永住外国人は含まれるか。

右質問する。

内閣衆質一七四第二一五号
平成二十二年三月十六日

内閣總理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山内康一君提出鳩山内閣の地域主権

に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員山内康一君提出鳩山内閣の地域主権

に関する質問に対する答弁書

について

政府としては、広域自治体の在り方について

は、地域の自主的判断を尊重しつつ、自治体間連携等が自発的に形成されていくことが重要と考えている。こうした連携等の形成に対する支

援の在り方について、地域主権改革を推進する中で検討することはあり得るところであり、また、いわゆる「道州制」や地域主権改革に関しては、市町村の合併の特例等に関する法律

て、総務省と経済界との間で意見交換を行っているところである。

二及び三について

政府としては、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担い、基礎自治体が

担えない事務事業は広域自治体が担い、国は、

広域自治体が担えない事務事業を担うことにより、その本来果たすべき役割を重点的に担つていくことが必要であると考えており、地域主権改革を推進するに当たって、都道府県を廃止して国と基礎自治体の二層構造を目指すといったことは考えていない。

したがって、「その際、国家公務員および都道府県職員の配置等処遇はどうになるのか」というお尋ねは、その前提を欠くこととなり、お答えすることが困難である。

四について

お尋ねの「組織、その数」を含めた基礎自治体の在り方については、今後、地域主権改革を推進する中で検討することとしている。

なお、市町村が基礎自治体としての役割を適切に果たすためには、市町村合併による行財政基盤の強化、周辺市町村間での広域連携など、市町村が地域の実情に応じてその課題に適切に対処できるようにするための多様な選択肢を用意した上で、市町村がこれらの中から最も適した組みを自ら選択できるようになりますが重要なと認識しており、全国的な合併推進につい

(平成十六年法律第五十九号)の期限である平成二十二年三月末まで一区切りとし、その後

で、平成二十二年四月以降は、自主的に合併を選択する市町村に対して、合併の円滑化を図るために措置を講ずることとし、今国会に御指摘の法律案を提出したところである。

五について

地方公共団体の議会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第一号及び第四号の規定により、条例の制定改廃及び地方税の賦課徴収に関する件を議決事件としている。

なお、地方議会の機能の充実強化については、地域主権改革の推進における重要な課題であると認識している。

六について

「地域主権」とは、憲法を前提としつつ、地域のことは地域に住む住民が責任を持つて決める、活気溢れた地域社会をつくるための改革の根底をなす理念として掲げているものであり、他方、「主権」は、一般に、国政又は国家権力に関する概念とされていることから、「地域主権」における「主権者」といったものを観念するることはできず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

質問 第二一六号
平成二十二年三月五日提出
ふるさと納税に関する質問主意書
提出者 木村 太郎

問題よりも深刻なのは、この問題に対する首相のマナーだ。防衛相や外相が何か言つたとき、鳩山

首相はまるで第三者のような物言いをする、「首相は五月までに問題を解決すると言つたが、非常に心配だ。首相が本当に自信を持つて発言したのか、疑問に思う」等、鳩山由紀夫内閣総理大臣を批判する発言をしたとの記述がなされている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七四第一六二号)を踏まえ、再質問する。

一 公の定義如何。

二 「前回答弁書」によると、「セミナー」には藤崎

一郎アメリカ合衆国駐箚特命全権大使はじめ外務省職員が五名、高見澤将林防衛省防衛政策局长はじめ防衛省職員が三名、神谷万丈防衛大学校人文社会科学群国際関係学科教授はじめ防衛大学校関係者が三名と、計十一名の政府職員が出席していたことが明らかにされている。「セミナー」は、日米両国政府により開催された公のものであると理解して良いか。

三 二の者は、皆それぞれの肩書きにある様に、政府職員として、公の立場にある者として「セミナー」に出席したものと理解して良いか。

四 北岡氏は、政府職員である外務省参与として、つまりは公の立場にある者として「セミナー」に出席したものと理解して良いか。

五 米国ワシントンまでの渡航費や宿泊費等、北岡氏が「セミナー」に出席するあたり掛かった諸経費は、外務省または政府から北岡氏に対して支給されているか。また、「セミナー」に出席したことにより、北岡氏に対して外務省、ま

たは政府から日当が支払われているか。

六

北岡氏が「セミナー」において、前文で挙げた

様々な鳩山総理を批判する発言を行つたことにつき、「前回答弁書」では御指摘の記事について

七

は承知しているが、当該セミナーにおける北岡

八

伸一氏の発言は個人としてのものであり、外務

九

省としてその逐一について必ずしも確認したり

十

コメントする立場にない」との答弁がなされて

十一

いる。しかし、四で確認を求めた様に、北岡氏

十二

が政府職員である外務省参与として、つまりは

十三

公の立場にある者として「セミナー」に出席して

十四

いたのなら、または五で確認を求めた様に、北

十五

岡氏に対して「セミナー」に出席するあたり掛

十六

たは政府職員である外務省参与として不適格であ

十七

ると考えるが、岡田大臣の見解を示されたい。

十八

右質問する。

に、我が国は個人の言論の自由を認める、自由主義の価値観を有する国家である。しかしそれ

は、時と場所、機会をわきましたものであるこ

とが求められるのであり、ましてや公の立場に

ある者が、公の会議において、自身の最高幹部

である内閣総理大臣の能力や人格を貶める様な

発言をすることまで保障されているものではない。

右を考える時、やはり「セミナー」における

北岡氏の発言は不適切であると言わざるを得

ず、外務省参与の任を担う者として不適格であ

ると考えるが、岡田大臣の見解を示されたい。

右質問する。

二及び三について

平成二十二年一月十五日に米国において開催

された日米安全保障セミナーは、在アメリカ合

議院日本国大使館が民間団体と共に催したもので

ある。先の答弁書(平成二十二年三月五日内閣

衆質一七四第一六二号)十についてでお答えし

た職員は、公務として当該セミナーに出席した

ものである。

四から七までについて

御指摘の者は、いわゆる「密約」問題に関する

有識者委員会委員としての業務を行うため、外

務省参与を命ぜられたものであり、当該セミ

ナーには、外務省参与としてではなく、個人と

して出席したものである。御指摘の者が当該セ

ミナーに出席するに当たって、外務省から諸経

費又は日当は支給されていない。

内閣衆質一七四第一二七号
平成二十二年三月十六日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省参与が公の場で内閣総理大臣を批判したことの是非に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省参与が公の場で内閣総理大臣を批判したことの是非

に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問に対する答弁書

検察官による取調べの実態等に関する再質問

主意書

前回質問主意書

だつたこと、公然(出典 広辞苑)とされている
と承知している。

二及び三について

平成二十二年一月十五日に米国において開催

された日米安全保障セミナーは、在アメリカ合

議院日本国大使館が民間団体と共に催したもので

ある。先の答弁書(平成二十二年三月五日内閣

衆質一七四第一六二号)十についてでお答えし

た職員は、公務として当該セミナーに出席した

ものである。

四から七までについて

御指摘の者は、いわゆる「密約」問題に関する

有識者委員会委員としての業務を行うため、外

務省参与を命ぜられたものであり、当該セミ

ナーには、外務省参与としてではなく、個人と

して出席したものである。御指摘の者が当該セ

ミナーに出席するに当たって、外務省から諸経

費又は日当は支給されていない。

く、大きな声を出し暴言を吐くといった威嚇をし、それが表沙汰になり罷免された、若しくは自ら職を辞した検察官は過去にいるかと問うたところ、「前回答弁書」(内閣衆質一七四第一・七一号)では「法務省において把握している範囲では、過去に調べの相手方に暴行を加えるなどして懲戒処分又は法務省の内規に基づく処分を受けた検察官は四名である。」との答弁がなされている。また「前回答弁書」では、右の四名の検察官とは以下の通りであると説明されている。

- ① 平成五年十月、取調べの相手方二名にそれぞれ足蹴りするなどの暴行を加え、傷害を負わせる。同年十一月に免職処分を受ける。退職金の支払いはなし。
- ② 平成二年七月、取調べの相手方の顔を突き上げる暴行を加え、傷害を負わせる。平成六年六月に停職三ヶ月の処分を受け、その後退職する。退職金の支払いはあり。
- ③ 平成六年三月、取調べの相手方の面前にあつた机を持ち上げて床に落とし、同机の下端を同人に接触させ、傷害を負わせる。同年十月に停職三ヶ月の処分を受け、その後退職する。退職金の支払いはあり。
- ④ 平成十三年三月、取調べの相手方に威迫的で不適切な発言を行う。平成十七年十二月に法務省内規に基づく厳重注意処分を受け、その後退職する。退職金の支払いはあり。

- 一 ①の検察官による暴行は、どの様にして発覚する。右質問する。
- 二 前文で触れた様に、「前回答弁書」には「法務省において把握している範囲では、過去に調べの相手方に暴行を加えるなどして懲戒処分又は法務省の内規に基づく処分を受けた検察官は四名である。」とあるが、右答弁の「取調べの相手方」とは、逮捕された被疑者のみを指しているのか。例えば、将来参考人、証人となる者、または検察庁として任意の事情聴取を求める者は、逮捕された被疑者を除く者(以下、「被疑者以外の者」とする)も含まれているか。
- 三 ③の検察官による暴行は、いつ、どの様にして発覚したのか。また、暴行を行ったのは平成六年三月であるのに、なぜその後約七ヶ月も経つてから、ようやく停職三ヶ月の処分が下されることがなったのか。その間、右の者による暴行は明らかになつていなかつたのか。それぞれ明確な説明を求める。
- 四 ④の検察官による威迫的で不適切な発言は、いつ、どの様にして発覚したのか。右の者は、具体的にどの様な内容の発言をしていたのか。また、威迫的で不適切な発言を行つたのは平成十三年三月であるのに、なぜその後約四年九ヶ月も経つてから、ようやく厳重注意処分が下さることとなつたのか。その間、右の者による威迫的で不適切な発言は明らかになつていなかつたのか。それぞれ明確な説明を求める。
- 五 ①から④の者の氏名及び退職時の官職をそれぞれ明らかにされたい。
- 六 ①から④の者に関する、担当上司等、他に处分を受けた者はいるか。いるのなら、誰に対する質問をする。退職金の支払いはあり。
- 七 前文で触れた様に、「前回答弁書」には「法務省において把握している範囲では、過去に調べの相手方に暴行を加えるなどして懲戒処分又は法務省の内規に基づく処分を受けた検察官は四名である。」とあるが、右答弁の「取調べの相手方」とは、逮捕された被疑者のみを指しているのか。例えば、将来参考人、証人となる者、または検察庁として任意の事情聴取を求める者は、逮捕された被疑者を除く者(以下、「被疑者以外の者」とする)も含まれているか。
- 八 過去に「被疑者以外の者」に対し、刑法第百九十五条第一項で規定する「暴行又は陵辱若しくは加虐」を行い、それが表沙汰になり罷免された、若しくは自ら検察官の職を辞した者はいるか。
- 九 当方は平成十四年六月十九日に逮捕され、四百三十七日間に渡る勾留を受けたが、当方の事件に関連し、被疑者ではなく、「被疑者以外の者」として東京地方検察庁特別捜査部による事情聴取を受けた人物より、検察官から「こちらの狙いは鈴木だ。あなたは捕まる心配はないのだから、鈴木に不利な話をしろ」との旨の威迫的で不適切な発言をされた、または、予め質問とそれに対する回答が書かれた文書を渡され、公判ではそれに沿つて話すことを強要され、公判ではそれに沿つて話すことを強要され、たたひたすらそれを読む練習をされた等の話を聞いていた。「被疑者以外の者」に対する検察官による違法な取調べ、または事情聴取の中にも、表沙汰になつていなかつて、懲戒処分に値する、違法な行為が行われている事例はあると考える。また、逮捕された被疑者に

て発覚したのか。また、暴行を行つたのは平成二年七月であるのに、なぜその後約四年も経つてから、ようやく停職三ヶ月の処分が下されることがなつたのか。その間、右の者による暴行は明らかになつていなかつたのか。それぞれ明確な説明を求める。

省において把握している範囲では、過去に取調べの相手方に暴行を加えるなどして懲戒処分又は法務省の内規に基づく処分を受けた検察官は四名である。」とあるが、右答弁の「取調べの相手方」とは、逮捕された被疑者のみを指しているのか。例えば、将来参考人、証人となる者、または検察庁として任意の事情聴取を求める者は、逮捕された被疑者を除く者(以下、「被疑者以外の者」とする)も含まれているか。

内閣衆質一七四第一・八号
平成二十二年三月十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
副大臣、中村哲治法務大臣政務官の法務省政務三役として、右につき改めて事実関係を調査する考えはあるか。

右質問する。

対する検察官の取調べについても同様に、表沙汰になつていなかつて、①から④の事例の他にも、違法な行為が行われている事例はあると考える。千葉景子法務大臣はじめ加藤公一法務三役として、右につき改めて事実関係を調査する考えはあるか。

御指摘の三名の検察官が取調べの相手方に暴行を加えた件が発覚した経緯については、関係文書が保存されていないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

四について

御指摘の検察官は、平成十三年三月に、取調べの相手方に暴行を加えた件が発覚した経緯については、関係文書が保存されていないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

内閣衆質一七四第一・八号
平成二十二年三月十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
副大臣、中村哲治法務大臣政務官の法務省政務三役として、右につき改めて事実関係を調査する

考えはあるか。

内閣衆質一七四第一・八号
平成二十二年三月十六日

な発言を行い、平成十四年十月に、当該被疑者が起訴された刑事事件の公判において、同発言を行つたことを証言したものであり、その後の公判の推移等を踏まえつつ、平成十七年九月に同事件の判決が確定した後に当該検察官に対する厳重注意処分が行われたものと承知している。

五について

御指摘の四名の検察官は、免職の処分を受け又は退職した当时、いずれも検事であつた。当該四名の検察官の氏名については、個人のプライバシーにかかる事柄であり、処分を受けた時期等にかんがみ、お答えすることは差し控えたい。

六について

法務省において確認できる文書により確認したところ、先の答弁書(平成二十二年三月五日内閣衆質一七四第一七一号)六について述べた平成五年十月に取調べの相手方一名にそれぞれ足蹴りするなどの暴行を加えて傷害を負わせて同年十一月に免職の処分を受けた検察官に対して監督責任を有していた検事正、次席検事及び部長については同年七月に、同じく平成三年七月に取調べの相手方の顔を突き上げる暴行を加えて傷害を負わせて平成六年六月に停職三月間の処分を受けた検察官に対して監督責任を有していた次席検事及び部長については同年十月に、同じく同年三月に取調べの相手方の面前にあつた机を持ち上げて床に落とした際、同机の下端

を同人に接触させて傷害を負わせて同年十月に停職三月間の処分を受けた検察官に対して監督責任を有していた次席検事及び部長については同月に、それぞれ、戒告の懲戒処分を行つた。

七について

お尋ねの「取調べの相手方」には、御指摘の「被疑者以外の者」も含まれている。

八について

六について述べた取調べの相手方二名にそれぞれ足蹴りするなどの暴行を加えて傷害を負わせた検察官及び取調べの相手方の顔を突き上げる暴行を加えて傷害を負わせた検察官の行為の相手方は、いずれも御指摘の「被疑者以外の者」であり、当該足蹴りをするなどの暴行を加えた検察官は免職の処分を受け、当該顔を突き上げる暴行を加えた検察官は停職三月間の処分を受けた後退職した。

九について

御指摘のような事例は承知しておらず、調査する必要があるとは考えていない。

平成二十二年三月五日提出
質問 第二一九号
内閣官房報償費に係る情報公開についての鳩山由紀夫内閣の方針に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

内閣官房報償費に係る情報公開についての鳩山由紀夫内閣の方針に関する質問主意書
本年三月四日、鳩山由紀夫内閣総理大臣は、内

閣官房報償費(以下、「機密費」という。)の情報公開に関し、「これから官房長官としつかりやる。」

停職三月間の処分を受けた検察官に対して監督

責任を有していた次席検事及び部長については、「より一層の透明化を図つて」と「機密費」の情報開示、情報の透明性確保に積極的な姿勢を示したとも言われている。右を踏まえ、質問する。

じられている。更に鳩山総理は、同日の参議院予算委員会において、「より一層の透明化を図つていきたい」と「機密費」の情報開示、情報の透明性確保に積極的な姿勢を示したとも言われている。右を踏まえ、質問する。

一 平野長官として、「機密費」に関し、更なる情報の開示に向け、鳩山総理より具体的な指示を受けているか。

二 「機密費」について問うた当方の質問主意書に対する過去の政府答弁書(例えば内閣衆質一七四五三号、五五号、九六号、一〇九号、一五二号)を見ても、「機密費」に係る更なる情報の開示、情報の透明性確保について、必ずしも平野長官は積極的ではないとも受け止められる内容の答弁がなされている。前文で触れた様に、鳩山総理は「彼も『やる』と言つていた」と述べて、内閣官房報償費を責任を持つて執行し、その使途等を検証していくこととしている。

一及び二について

内閣官房報償費については、今般改めて、山由紀夫内閣総理大臣から平野博文内閣官房長官に対し、できる限りの透明性の確保について検討を行うよう指示がなされたところであり、この趣旨にのつとり、内閣官房報償費の取扱責任者である内閣官房長官が、来年度一年間を通じて内閣官房報償費を責任を持つて執行し、その使途等を検証していくこととしている。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出内閣官房報償費に係る情報公開についての鳩山由紀夫内閣の方針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出内閣官房報償費に係る情報公開についての鳩山由紀夫内閣の方針に関する質問に対する答弁書を送付する。

内閣衆質一七四第二一九号
平成二十二年三月十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

内閣官房報償費に係る情報公開についての鳩山由紀夫内閣の方針に関する質問に対する答弁書
統合幕僚学校卒業式への前航空幕僚長出席拒否問題に関する質問主意書
拒否問題に関する質問主意書
提出者 駒井 浩
三月四日付の産経新聞によると、「田母神俊雄

前航空幕僚長（六一）が、統合幕僚学校（東京都目黒区）から三月五日の卒業式に招待されながら、後に一転して出席を『拒否』されたことが三日わかつた。田母神氏は、防衛省から『圧力』がかかるたとみている」とのことである。

このことが事実であれば、田母神氏もコメントしているように、「言論弾圧であり、人権弾圧みたいな嫌がらせ」である。

そこで、次の事項について質問する。

一 統合幕僚学校が田母神氏に卒業式への招待状を送付した事実の有無について、情報の開示を求める。

二 田母神氏よりの返答が統合幕僚学校に到着した事実の有無について、情報の開示を求める。

三 田母神氏の返答は「出席」であつたか、「欠席」であつたか、情報の開示を求める。

四 同紙によれば、「渡辺隆統幕学校長（陸将）」は、防衛省が田母神氏が出席するなら防衛省関係者は一切卒業式に出席しない」と学校側に通告してきたと説明したという。「が、このような事実が存在したか、情報の開示を求める。

五 二〇〇五年から二〇〇九年までの各年にについて、統合幕僚学校は卒業式への招待状を田母神氏に送付したか、情報の開示を求める。

六 また、同紙によると「昨年には同省の民間協力団体『防衛省自衛隊東京地本援護協力会杉並支部』が都内で『日本は侵略国家ではない』と題した講演会の主催を予定していたが、防衛省側から中止を求める要請があり、主催名を変更した」とのことである。このような事実が存在したか、情報の開示を求める。

七 日本国憲法第二十二条第一項には、「集会、

結社及び言論、出版その他一切の表現の自由としているようだ。

は、これを保障する」とあり、表現の自由が保障されている。

また、日本は議会制民主主義の国であり、政府も主として言論という表現を基礎として成り立っている。四及び六のような事実が存在して

いたとするならば、政府の一員である防衛省が自らその存立の基盤である表現の自由を侵害したこととならないか、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一七四第二二〇号

平成二十二年三月十六日

内閣総理大臣 嶋山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出統合幕僚学校卒業式への前航空幕僚長出席拒否問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出統合幕僚学校卒業式への前航空幕僚長出席拒否問題に関する質

題に対する答弁書

一 から三までについて

統合幕僚監部統合幕僚学校（以下「統合幕僚学校」という。）は、元校長である田母神俊雄氏（以下「田母神氏」という。）に対し、平成二十二年三月五日に実施した第七期統合高級課程卒業式の

来賓として、同年一月二十九日に招待状を送付し、同年二月十五日に田母神氏から出席する旨の返書を受領している。

四について

防衛省の内部部局等から統合幕僚学校に対し、御指摘のような通告を行つた事実はない。

また、渡邊隆統幕僚学校長からは、同氏が田母神氏に対して第七期統合高級課程卒業式への出席を断る旨の連絡を行つた際には、田母神氏が航空幕僚長であつた当时に、政府の認識と明らかに異なる見解を公にしたこと等については、極めて遺憾なことであるという政府の認識を踏まえて、説明をしたものと聞いている。

田母神氏に対しても、統合幕僚学校は、平成十七年から平成二十一一年までに実施した一般課程及び統合高級課程卒業式への招待状を田母神氏に送付している。

六について

任意団体である東京地本援護協力会城北地区援護協力会杉並区支部から白衛隊東京地方協力本部に対し、平成二十一年二月三日に田母神氏の講演会を計画している旨の連絡はあつたが、これに對し、防衛省より、講演会の中止又は主催者の変更を求める旨の要請を行つた事実はない。

五について

統合幕僚監部統合幕僚学校卒業式への前航空幕僚長出席拒否問題に関する質

題に対する答弁書

一 から三までについて

四について及び六についてで述べたとおり、御指摘のような事実はない。

七について

四について及び六についてで述べたとおり、御指摘のような事実はない。

平成二十二年三月八日提出

質問 第二二一号

オウム真理教対策に関する再質問主意書

提出者 馳 浩

オウム真理教対策に関する再質問主意書

先のオウム真理教対策に関する質問に対する二

月二十三日の答弁書の内容が不十分なものと思われるとともに、新たにいくつかお聞きしたいこと

が生じた。

そこで、次の事項について質問する。

一 先の答弁書で「オウム真理教に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することで、その危険性の増大を抑止しており、その結果、国民の生

活の平穀を含む公共の安全の確保に寄与してい

るものと考えている」としているが、オウム真

理教の危険性を存続させたままで、危険性の増

大を抑止している点を捉えて、国民の生活の平

穀を寄与していると考えるのは独り善がりの

誤った認識である。なぜなら、金沢市や世田谷

区において、オウム真理教の根絶や団体規制法

の強化を求める十七万人を超える住民の署名や

法務大臣宛の陳情が今も存在することが何より

もそのことを物語つてゐるからだ。政府は、こ

れらの署名、陳情が存在するにもかかわらず、

国民の生活の平穀に寄与していると本当に認識

されているのか、周辺住民の皆様は当該危険性

の完全なる排除を求めてゐるのであり、当該危

険性の増大の抑止をもつて、国民生活の平穀に

寄与していると認識するのは、あまりに自己過

大評価だと思わないのか、再度政府に質問した

い。

二 関連して、先の質問主意書では、オウム真理教の危険性を根絶する決意やその方法論を尋ね

ているのであり、先の答弁書では、全くその点

の答弁が無く、当該危険性の増大抑止のみを指摘していたにとどまっていた。そこで再度この点について質問したい。

三 先の答弁書で、観察処分の厳格な実施を述べておられたが、三度の観察処分の期間更新の中で、具体的にどのように観察処分の厳格実施を図ってきたのか質問したい。

四 オウム真理教所有の施設以外の不動産について、立入調査をどの程度実施しているのか、法令違反にならない限り詳しくその調査状況を教えてほしいが如何。

五 オウム真理教が作製したサリン等の有毒物質について、政府の所見では、オウム真理教が未だ隠し持つてゐる可能性はあるとみているのか、併せて、オウム真理教の信者にはサリン等を作製できる技術者がいるとみているのか質問したい。

六 オウム真理教の施設に立入調査する際、過去において、警察による施設内同行が実施された事例はあるのか、あるとして、現在は警察の施設内同行は実施されていないと思うが、なぜ警

察の施設内同行がなくなつたのか質問したい。

七 オウム真理教施設には甘露水なるものが存在しているが、その安全性について、どのような方法で確認しているのか、安全確認をしていないのなら、なぜしないのかその理由も質問したい。

八 オウム真理教施設の調査において、発見され

た預金通帳や銀行口座に関し、その金銭の出入

りについて把握しているのか、把握していない

のであれば、なぜ把握していないのかその理由も質問したい。

九 オウム真理教の施設においては、昨年四月から再度麻原氏の写真が飾られるようになつたと認識しているが、なぜ飾られるようになったのか、併せて、この状況はオウム真理教の危険性を増大させていると認識していなないのか質問したい。

右質問する。

内閣衆質一七四第二二二一号

平成二十二年三月十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出オウム真理教対策に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出オウム真理教対策に

関する再質問に対する答弁書

及び二について

無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百四十七号。以下

「団体規制法」という。)は、団体の活動として役職員又は構成員が、無差別大量殺人行為を行つた団体につき、その活動状況を明らかにし又は

当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もつて国民の生活の平穀を含む公共

の安全の確保に寄与することを目的としている

ところ、政府としては、団体規制法に基づき、

オウム真理教に対する観察処分を適正かつ厳格

に実施することによって、その活動状況を明らかにし、危険性の増大を抑止しており、その結果、国民の生活の平穀を含む公共の安全の確保に寄与しているものと考えている。

政府としては、これまでに規制強化を内容とする団体規制法の改正等を求める陳情があつたことは認識しているが、団体規制法に基づく観

察処分の実施によりオウム真理教の危険性増大を抑止している実情等に照らし、昨年に行つた

団体規制法附則第二項の規定に基づく団体規制法の見直しにおいては、団体規制法を現状のまま存続させ、より一層厳格に運用することなどによつて、積極的に対応していくこととしたものである。

また、政府としては、オウム真理教が再び無差別大量殺人行為に及ぶことを防止するため、今後の観察処分に基づく調査等により、オウム真理教の危険性が増大し、再発防止処分の要件を満たすと判断されるに至つた場合には、公共

の安全の確保に寄与すべく、速やかに、同処分を請求する考えである。

五について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認められるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対しても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

五について

累次の観察処分を実施した結果、現時点においては、オウム真理教がサリン等の有毒物質を

いまだ隠し持つてゐる可能性は極めて低いと認識している。しかしながら、現在のオウム真理

教には、かつて「科学技術省」及び「厚生省」と称する組織に所属していた信徒が少なからず在籍

し、両組織は地下鉄サリン事件等に使用されたサリン等の生成に深く関与していたことから、

今後とも適正かつ厳格に観察処分を実施してま

りりたい。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外のオウム真理教が

管理していると認められる土地又は建物に対し

ても実施している。昨年一年間でいえば、拠点

施設以外の九か所の土地又は建物に対して立入

検査を実施した。

六について

立入検査は、オウム真理教が所有し又は管理する土地又は建物のうち、主要な事務所や出

信者の修行場などに使用している施設(以下「拠点施設」という。)を中心に行つてゐるが、団体

の活動状況を明らかにするために必要と認めら

れるときには、拠点施設以外

十四条第二項の規定に基づき、公安調査庁は、団体規制法第七条第二項の規定に基づき、オウム真理教の施設への立入検査を同時に実施している。

警察においては、オウム真理教の動向について関心を持つて注視するとともに、公安調査庁と緊密に連携し、必要に応じて立入検査等の調査を実施することとしている。

七について
オウム真理教の施設では、「甘露水」と称する水をドラム缶に保管し、信徒に提供しているが、その安全性については、公安調査官がその保管状況や信徒が飲用する状況を見分するなどを確認している。

八について
公安調査庁の具体的な調査内容について明らかにすることは、今後の観察処分の実施等に支障を来すおそれがあるので、お答えすることは差し控えたい。

九について
オウム真理教が、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への回帰を強めている中、施設内の修行道場の祭壇付近に松本の肖像写真を掲示していることについては認識しているところ、この点については、現在、無差別大量殺人行為の首謀者である松本が、依然としてオウム真理教の活動に影響力を有していることを示す微表の一つと認識しており、調査している。

平成二十二年三月八日提出
質問第一一二二二号

公益法人仕分けの基準に関する質問主意書

提出者 駐 浩

事業仕分けの対象事業については、各府省からの説明を聴取した上で、行政刷新会議ホームページの「ハトミミ「国民の声」に寄せられた提案等も参考にしつつ、行政刷新会議において決定することとしている。

平成二十二年三月十一日に開催した第六回行政刷新会議において了承された「事業仕分け」の基本原則の確認に示されているとおり、事

判断ということであるならば、最初から政治的・総合的判断をすればよいのではないか、政府の見解を問う。

五 政府が、この基準が必要かつ合理的であると説明し国民が納得できたならば、実際の作業現場を公開することは不要であるだけではなく、それこそが無駄な経費ではないか。次回の事業仕分けも公開を予定しているのか、政府の方針を問う。

五について
前回の事業仕分けにおいて、その作業現場を開いたことによつて、情報公開や透明性を強調するかのような報道等が見受けられたが、真に必要かつ重要なことは、何故そのような基準がうち立てられたかを説明することである。

そこで、次の事項について質問する。
一 基準では、「二〇〇七年度に国・独立行政法人から一〇〇〇万円以上の公費支出を受けた」となっているが、この「二〇〇〇万円」の根拠について問う。

内閣衆質一七四第三二二号
平成二十二年三月十六日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

内閣衆質一七四第三二二号
平成二十二年三月十六日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

事業仕分けを実施するワーキンググループについても、同会議において決定した「ワーキンググループの設置について」に基づき、原則として、適当と認める方法により、公開とすることとしている。

二 また、「収入に占める行政からの支出が五割以上」との基準について、「五割」の根拠について問う。

内閣衆質一七四第三二二号
平成二十二年三月十六日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

事業仕分けを実施するワーキンググループについても、同会議において決定した「ワーキンググループの設置について」に基づき、原則として、適當と認める方法により、公開とすることとしている。

三 「正味財産が一〇億円超」との基準についてお尋ねの「基準」は、国又は独立行政法人（以下「国等」という。）から支出を受けている法人等の政府系の公益法人に国等が行わせている事業について今後実施する予定の事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）の対象事業を、透明性を確保しつつ、効率的かつ効果的に選定するため、まずは、国等からの支出の金額やその年間収入に占める割合が一定以上である法人、正味財産の額が一定額を超える法人などを抽出する

内閣衆質一七四第三二二号
平成二十二年三月十六日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

事業仕分けを実施するワーキンググループについても、同会議において決定した「ワーキンググループの設置について」に基づき、原則として、適當と認める方法により、公開とすることとしている。

四 三月二日付の日本経済新聞によると、「すべての基準を満たす法人はないため、どう組み合

厚生労働省内の事業仕分けに関する質問主意書
平成二十二年三月八日提出
質問第一一二二三号
厚生労働省の事業仕分けに関する質問主意書
提出者 駐 浩

三月三日付日本経済新聞によると、「長妻昭厚生労働相は二日の政務三役会議で、予算の無駄遣いを洗い出すために省内で独自に実施する事業仕

管する独立行政法人や公益法人の整理などを進め

る」ものであるとのことである。

官 報 (号 外)

しかし、独立行政法人や公益法人の事業仕分けについては、先日、枝野幸男行政刷新相が七基準を示し、政府の行政刷新会議で実施する予定であると承知している。

とは無駄ではないか

とは無駄ではないか。

一 厚生労働省において、独自の独立行政法人・公益法人の事業仕分けを行う予定があるか、政

府の意向を問う。

自の事業仕分けを行う予定があるかについても
問う。

三 仮に、各省庁において独自の事業仕分けを行うとするならば、その基準は、先の枝野幸男行 政刷新相の七基準と同一のものであるか。もし、基準が違うとするならば、七基準との整合 性を問う。

四 各省庁において独自の事業仕分けを行うのであれば、行政刷新会議の事業仕分けは必要ない

のではないか、政府の見解を問う。

五 また 同上によると 足立信也 政務官は外部有識者を参加させる理由について『独法の仕分けは身内だけではできないのではないか』と述べた。』とあるが、そつであるからこそ、政府の行政刷新会議で実施するのではないか。つまり、各省庁による事業仕分けは不可能であり、

無駄なのではないか
右質問する。
政府の見解を聞こ

内閣官房一七四第二二三号
平成二十二年三月十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出厚生労働省内の事業仕分けに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出厚生労働省内の事業
仕分けに関する質問に対する答弁書

一 及び三について

厚生労働省においては、行政刷新会議における取組に先立ち、同省自らが積極的に、所管する独立行政法人及び公益法人の改革を行うため、独自に事業仕分けを実施する予定であるが、その詳細については、今後、検討を進めることとしている。

二について

厚生労働省以外の府省等において、現時点
で、行政刷新会議における取組とは別に、独自の事業仕分けを実施する具体的な予定を有するものはないが、総務省、外務省、財務省、文部科学省、経済産業省及び国土交通省においては、所管する独立行政法人や公益法人の業務等を見直すための自主的な取組を進めているところである。

四及び五について

平成二十二年三月十一日に開催した第六回行政刷新会議において了承された「今回の事業仕分けについて」に示されているとおり、国民の

内閣衆質一七四第二二三号
平成二十二年三月十六日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員馳浩君提出厚生労働省内の事業仕分けに関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

ための行政を更に推進していくためには、始まつたばかりの「戦後行政の大掃除」に引き続き取り組むことが不可欠である。各府省等において自主的に事業仕分けを実施することは、基本的に望ましいことであると考えているが、行政刷新全般の刷新を実現していくためには、行政刷新会議において事業仕分けを実施することが必要であると考えている。

なお、各府省等において自主的に事業仕分けを実施する場合には、第六回行政刷新会議において了承された「事業仕分け」の基本原則の確認に沿って、現場に通じた外部の視点の導入などの対応を行う必要があると考えている。

平成二十二年三月八日提出

質問 第一二四号

問主意書

提出者 橋慶郎

平成二十二年度における「スーパーサイエ

「システムハイスクール支援事業」の展開に関する

文部科学省が実施する「スープ・ナイ二」の質問主意書

文部科学省が実施している「不口ハロサイエンスハイスクール支援事業」は、学習指導要領によ

らないカリキュラムの開発、実践や体験的・問題

解決的な学習を行うなど、先進的な理数教育を実

取り組みを支援するものである。平成二十二年度
実施する高等学校等をスマートサイエンスハイスクール(以下、「SSH」という。)として指定し、

卷之三

平成二十二年三月二十三日 衆議院会議録第十五号 議長の報告

〔別紙〕

衆議院議員山口俊一君提出一括交付金に対する答弁書

一及び二について

御指摘の菅財務大臣の答弁は、複数の知事経験者との様々な意見交換の中での議論に関するものであるが、補助金等の一括交付金化に際して財源を効率的に活用していくとの趣旨を述べたものであり、不適切なものであるとは考えていない。

三及び六について

補助金等の一括交付金化については、平成二十三年度からの段階的実施に向け、地域主権戦略会議において現在検討中であり、お尋ねの総額や地方交付税との関係等について、現段階でお答えすることはできない。

四について

社会資本整備総合交付金(仮称)及び農山漁村地域整備交付金については、平成二十二年度予算において、事業の必要性、緊要性等を精査し、必要な予算額を計上しているところである。

五について

地方公共団体においては、現在、平成十七年度から平成二十一年度までの五年間の行政改革の目標を定め、その達成に向けて着実な取組が行われている。

厳しい財政状況にあっても、地方公共団体が良質な公共サービスを確実かつ効率的に実施していくためには、地域の実情に応じて、引き続

き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えている。

七について

御指摘の「ある程度の財政力のある地域に事業実施が偏っている傾向」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、地方公共団体向けの補助金等は、それぞれの政策目的を実現するために交付しているものであり、地方公共団体は事業の必要性等を踏まえ、補助金等に係る事業を実施していると認識している。

また、補助金等の一括交付金化については、

平成二十三年度からの段階的実施に向け、地域主権戦略会議において現在検討中であり、お尋ねの一括交付金の配分基準について、現段階でお答えすることはできない。

平成二十二年三月八日提出
質問 第一二二六号

子ども手当に関する質問主意書

提出者 小泉進次郎

内閣衆賀一七四第二二六号
平成二十二年三月十六日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十二年三月十六日
衆議院議員小泉進次郎君提出子ども手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小泉進次郎君提出子ども手当に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの所得制限を設けた場合の費用及び所得制限の有無による経費の差についての試算は行っていないが、御指摘の福島内閣府特命担当

従つて、子ども手当における「所得制限」の事項について質問する。

第一回内閣委員会において、福島少子化対策担当大臣は、子ども手当の所得制限をしないことに関して、「所得制限をすると、そのためにかかる費用、(中略)費用をかける割に、所得の高い方が余り多くない。」と答弁された。子ども手当に所得制限をかけた場合、どれだけの費用がかかるので検討しないのか、その金額を明示し、それに対するご見解を示されたい。

二 前項一で示される所得制限を設け、恒久的に続けた場合と、所得制限なしで続けた場合の経費の差はいくらになり、これを踏まえつつ、どのような選択をするのか、政府のご見解を示されたい。

右質問する。

平成二十二年三月八日提出
質問 第一二二七号

我が国の風力発電に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

世界風力エネルギー協会の調査結果によると、世界で昨年一年間に新しく建設された風力発電施設は、大型原発二十五基分を超える規模に相当し、三千七百五十万キロワットの総発電容量は、二〇〇八年と比較すると、三十一%増えている。

世界的に風力発電に関しては、地球温暖化の原因となるCO₂の排出量が少なく、低コストの石油代替エネルギーとして各国が位置づけ、関心が高まっているとの認識を持っている。中でも、アメリカと中国で風力発電施設の建設ラッシュが目立っており、中国は、昨年の新設が最も多く千三百万千瓦ワットで、二年連続倍増している。また、アメリカは、総発電容量で三千五百十六万キロワットと、世界第一位となっている。一方、我

大臣(少子化対策)の答弁は、仮に所得制限を設けた場合、受給資格者の所得の確認事務に一定の経費を要することとなる旨、また、所得制限の基準額が高い場合には「子ども手当の支給対象者数は所得制限を設けない場合と比べ余り変わらなくなる旨を述べたものである。

いずれにせよ、政府としては、平成二十三年度以降の子ども手当について財源の在り方も含め、平成二十三年度予算の編成過程において改めて検討することとしている。

国法人において作られた自動車部品の不具合から始まった問題であると承知する。その米国法人は、そもそもトヨタ自動車側が、かつて日米貿易摩擦問題が激化した際、米国における雇用確保等を考慮し、米国側に配慮して設立したものである。これらの経緯、そして二で指摘した「公聴会」での様子、やり取り等を考える時、現在の米国による「トヨタリコール問題」の検証は、冷静さを欠いており、公平、公正なものではないと考える。直嶋大臣、前原大臣として、米国側に対し、「トヨタリコール問題」に関し、冷静で公平、公正な対応をする様、求めるべきではないのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第三二八号
平成二十二年三月十六日

内閣總理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出トヨタ自動車のリコール問題に対する鳩山由紀夫内閣の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出トヨタ自動車のリコール問題に対する鳩山由紀夫内閣の対応に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、トヨタ自動車株式会社及びその関係会社（以下「トヨタ自動車株式会社等」という）が製作した自動車に係る最近のリコール問題（以下「本件」という。）は、国内外の消費者

の安全にかかる問題であり、トヨタ自動車株式会社等が、リコール対象自動車に対する改善措置を含め、迅速かつ真摯に必要な対応をと

り、自動車の安全を確保するとともに、消費者の信頼を速やかに回復することが重要であると考えている。

二について

政府としては、御指摘の「公聴会」においては、出席者は本件に関するそれぞれの認識に基づいて発言しているものと承知しており、その内容について見解を述べることは基本的には適当でないと考えるが、引き続き、米国内の動向を注視していく考えである。

三について

一について述べたとおり、本件は、国内外の消費者の安全にかかる問題であり、トヨタ自動車株式会社等が、リコール対象自動車に対する改善措置を含め、迅速かつ真摯に必要な対応をとり、自動車の安全を確保するとともに、消費者の信頼を速やかに回復することが重要であると考えている。このような観点から、政府としては、現時点において、御指摘のような考

えに基づきお尋ねのようないくつも対応をとることは考えていないが、引き続き、米国内の動向を注視しつつ、適切に対応していく考えである。

検察庁の各種マスメディアに対する対応のあり方に関する質問主意書

週刊朝日二月十二日発売号の二十二頁から二十

四頁にかけて、「暴走検察 子ども・人質」に女性秘書『洞喝』十時間との見出しの、ジャーナリストの上杉隆氏による論文（以下、「上杉論文」という。）が掲載され、それには、東京地方検察庁特別捜査部に所属している民野健治検事が、本年一月十五日、小沢一郎民主党幹事長の政治資金をめぐり逮捕された石川知裕衆議院議員の女性秘書に対する被疑者としての出頭を予め明確に求めるこ

となく全く別の理由で呼び出し、不意打ちの様な形で事情聴取を行った、その際に外部との連絡を無理矢理絶たせた、同秘書に対し、事実関係云々

に関係なく、検察の言いなりになることを脅迫ともされる様な言いぶりで求め、黙秘権を否定するかの様な発言をした、当初押収品の返却との理由で呼び出しておきながら、一つの押収品も返却しなかった旨の記述がなされている。それに対し、本年一月二日、東京地方検察庁の谷川恒太次席検事は、「上杉論文」は事実でないとする抗議文（以下、「抗議文」という。）を週刊朝日の山口一臣編集長に出し、「上杉論文」における記述三点を挙げ、具体的にそれらがどの様に事実と異なるかを詳細に述べている。右と「政府答弁書」（内閣衆質一七四第一五九号）を踏まえ、質問する。

二 「政府答弁書」には「記録が残されていない」とあるが、記録はなくとも、検察庁において報道機関に対応する部署の職員に問い合わせをすれば、それなりの事実関係を把握できるのではないか。

接問い合わせた上で作成されたものか。確認を

請求する。

三 先の質問主意書で、検察庁として、「上杉論文」に対し「抗議文」を出すことが必要であると、今回判断した根拠は何であるのか、また右の判断に千葉景子法務大臣はじめ加藤公一法務副大臣、中村哲治法務大臣政務官はどの様な関与をしたのか、「抗議文」につき、法務省の政務三役はどの様な説明を受けているかと問うたところ、「政府答弁書」では御指摘の「上杉論文」の記載が検察・公判に対する支障となるものと考え、株式会社朝日新聞出版に対し抗議を行ったものと承知しているとの旨の答弁がな

されている。では検察庁として、右答弁にある様な「上杉論文」と同程度の「検査・公判に対する支障となる」報道がなされた場合、それらに対して例外なく、週刊朝日側に「抗議文」を送ったのと同様に、然るべき措置を講じてきていたか。

らかにされたいと問うたところ、「政府答弁書」では「お尋ねの過去における文書による抗議の有無については、記録が残されていないため、お答えすることは困難である」との答弁がなされている。右答弁は、検察庁において記録の有無を調べ、また、同庁における担当者に問い合わせがなされた上で、つまり、同庁に対し、直

四 本年一月二十二日付東京新聞に、「内部告発直前に逮捕、服役し出所 三井元大阪高檢公安部長 本紙に語る『検察、まだ自民と一体』

小沢氏周辺捜査『裏金追及で反撃せよ』との見出しで、元大阪高等検察庁公安部長の三井環氏が、検察厅における裏金問題について発言した記事(以下、「東京記事」という。)が掲載された。『東京記事』には、「検察はまだ、前の政権与党だった自民党と一緒にになっている。民主党政権が、取り調べ可視化など検察にとって都合が悪いことをしようとしているから、排除するという考え方」、「私が逮捕される直前、新聞紙上で検察の裏金問題を実名告発した後、参考人として国会で証言し、検事バッジを外す」とのスケジュールが既に出来上がっていた。逮捕当日は、新聞報道の後にテレビで報じるという約束でジャーナリストの鳥越俊太郎氏の取材を受けた予定だった。逮捕は、組織を守るために明らかな口封じだ」との、検察厅を激しく非難する三井氏の発言が掲載されている。右の内容は、検察厅に対する国民の信頼を失わせ、結果として三の答弁にある様に「検査・公判に対する支障となるもの」となるのではないか。法務省政務三役ではなく、樋渡利秋検事総長、谷川次席検事による説明を求める。

五 少なくとも当方が提出した法務省案件の質問主意書に対し、今国会において閣議決定された答弁書は、その一言一句が前政権におけるものと全く変わらないものが多く、千葉大臣はじめ法務省政務三役は、国政の運営を、官僚主導・官僚依存から政治主導・国民主導へと刷新する

ことをを目指すとした、鳩山由紀夫内閣の方針を全く実践できていないと考える。右につき、過去の答弁書で「政務三役は、『基本方針』(平成二十一年九月十六日閣議決定)等に基づき政治指導の国政運営を進めており、御指摘のようないい。『指導』の必要があるとは考えていない。」との答弁がなされていることに対し、先の質問主意書で、鳩山由紀夫内閣総理大臣として、法務省政務三役が政治主導の国政運営を進めていると認識している根拠は何かと問うたところ、「政府

答弁書では「政務三役は、政務三役会議を設置し、常に国民の視点で政策の立案、調整及び意思決定を行うなど、法務省の運営に名実ともに責任を持つ体制を取つており、政治主導の国政運営を進めているものと認識している。」との答弁がなされている。本年三月二日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七四第一五・一号)では、「上杉論文」に対して「抗議文」が出され、それが対して更に上杉氏により論文が出されたことにより、石川代議士の女性秘書に対する東京地検特捜部の事情聴取のあり方に對する質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出検察厅の各種マスメディアに対する対応のあり方に關する質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書(平成二十二年三月五日内閣衆質一七四第一五九号)一及び二については、そのまま作成に必要なすべての情報を、法務省刑事局から提出させ、作成したものであり、御指摘のような調査を行ふ必要があるとは考えていない。

五について

鳩山内閣としては、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官は、質問主意書に對して誠実に答弁しており、国民の目線に立つて、責任を持つて意思決定を行つてているものと考えている。

四について

一般論として申し上げれば、検査機関は、新聞・週刊誌等の記事の内容が主として個人の特徴の目線に立つていてと言わざるを得ないと考へるが、鳩山総理の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第二二九号
平成二十二年三月十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

五について

鳩山内閣としては、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官は、質問主意書に對して誠実に答弁しており、国民の目線に立つて、責任を持つて意思決定を行つてているものと考えている。

衆議院議員鈴木宗男君提出検察厅の各種マスメディアに対する対応のあり方に關する質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書(平成二十二年三月五日内閣衆質一七四第一五九号)一及び二については、そのまま作成に必要なすべての情報を、法務省刑事局から提出させ、作成したものであり、御指摘のよう調査を行ふ必要があるとは考えていない。

平成二十二年三月八日提出
質問 第二三〇号

選奨金事業に関する再質問主意書
提出者 秋葉 賢也

奨学金事業に関する再質問主意書
提出者 秋葉 賢也

スメディアに対する対応のあり方に關する質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書(平成二十二年三月五日内閣衆質一七四第一五九号)一及び二については、そのまま作成に必要なすべての情報を、法務省刑事局から提出させ、作成したものであり、御指摘のよう調査を行ふ必要があるとは考えていない。

平成二十二年三月八日提出
質問 第二三〇号

選奨金事業に関する再質問主意書
提出者 秋葉 賢也

奨学金事業に関する再質問主意書
提出者 秋葉 賢也

四について

一般論として申し上げれば、検査機関は、特定の週刊誌の記事の内容が個別具体的な事件における検査機関の活動内容にかかわる事柄である。

一 平成二十一年度予算について平成二十一年十

月の概算要求時点では、高校生を対象にした給付型奨学金の創設に百二十三億円の予算が付けられていた。しかし、今般政府が提出した予算案では、「事業そのものの予算への計上が見送られている。二月二十五日の衆議院本会議では川端文部科学大臣が「平成二十一年度第一次補正予算により、都道府県に新たに高校生修学支援基金を設け、都道府県による高校生奨学金事業への支援の拡充を図ったところあります。」

「経済的理由により修学困難な者への授業料以外の教育費負担については、高校の実質無償化後においても、引き続き各都道府県が行う高校奨学金事業により軽減が図られるものと考えております。」と述べている。

1 川端文部科学大臣の発言によれば、高校の

実質無償化と高校生向けの奨学金事業は併存するが、高校生向けの給付型奨学金事業を見

2 平成二十一年度予算で二百八十九千二百

万円を計上していた「高等学校等奨学金事業交付金」が、平成二十一年度予算案では二百七十億四千四百万円に減額されている。その

理由および、各都道府県の負担増に対する見解をうかがいたい。

二 平成二十一年度予算案で、文部科学省の予算是前年度より約三千百十億円増えているが、新設される高校の実質無償化の予算が三千九百三十三億円計上されており、高校の実質無償化のための予算を除外した場合、八百二十二億円減

額されている。また、麻生政権下の概算要求で

は、奨学金の事業費として一兆百七十五億円が付けられ、無利子奨学金の貸与人員は二万人増加が見込まれていた。

しかし平成二十一年度予算案では、事業費は一兆五十五億円、無利子奨

学金の貸与人員は五千人の増加にとどまっている。これをみると、新政権になつてから奨学金

事業は後退したとすら言え、明らかにマニフェ

スト違反である。政府は、今後の奨学金事業の拡充を具体的にどのように実施していくのか。

三 民主党政策集インデックス二〇〇九には、「所得八百万円以下の世帯の学生に対し、国公私立大学昼間部で平均十二・六%の学生が、

明示していただきたい。

4 平成十八年度学生生活調査によれば、国公

私立大学の支給を希望しながら受給できなかつたことが示されている。景気が悪化した現在、奨学金に対する需要は増加していると考えられる。そもそも奨学金事業のニーズを的確に把握しているのか。低所得のために奨学金を必要としている学生、奨学金事業が拡充されたら受給したいという学生の現状について具体的な数値を示した上で、平成二十一年度予算案で計上している奨学金事業で、それらのニーズをどこまでカバーできるかという充足率をお示していただきたい。このようないデータを取つていない場合には、今後調査する意向があるかをお答えいただきたい。

1 現在日本学生支援機構が行つている無利子

の奨学金事業では、給与所得世帯(四人世帯)の目安で高専を除き、概ね年収九百万円が上限とされている。

民主党政策集インデックス二〇〇九の記載が何人の世帯規模を想定しているのか定かではないが、仮に四人世帯とした場合、現在の上限を八百万円に引き下げる

と、母集団の人数が同じ場合、いくらの費用

が必要になるのか。

2 所得四百万円以下の世帯の学生に生活費相当額も奨学金として支給する場合、一人当たりの金額及び希望者数、必要となる費用をお示していただきたい。

3 1及び2でお答えの必要額を捻出する見込みはあるのか。

4 平成十八年度学生生活調査によれば、国公立大学昼間部で平均十二・六%の学生が、

私立大学の支給を希望しながら受給できなかつたことが示されている。景気が悪化した現在、奨学金に対する需要は増加していると考えられる。そもそも奨学金事業のニーズを的確に把握しているのか。低所得のために奨学金を必要としている学生、奨学金事業が拡充されたら受給したいという学生の現状について具体的な数値を示した上で、平成二十一年度予算案で計上している奨学金事業で、それらのニーズをどこまでカバーできるかという充足率をお示していただきたい。このようないデータを取つていない場合には、今後調査する意向があるかをお答えいただきたい。

右質問する。

二について

政府としては、現下の状況において必要な奨

学金事業に係る経費を平成二十一年度予算に盛り込んだところであるが、お尋ねについては、

財源も勘案しつつ、毎年度の予算編成過程において検討するものであり、現時点でお答えすることは困難である。

〔別紙〕

衆議院議員秋葉賢也君提出奨学金事業に関する再質問に対する答弁書

お尋ねの「高校生向けの給付型奨学金事業」については、現下の厳しい財政事情等の下、更なる検討を要することから、平成二十一年度予算

一の1について

お尋ねの「高校生向けの給付型奨学金事業」に

は、「子ども・子育てビジョン～子どもの笑顔があふれる社会のために～」(平成二十二年一月二十九日閣議決定)において、「基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力」をすることとしているところである。

三の1から3までについて

お尋ねの「母集団の人数」及び「生活費相当額」が何を指すのか必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三の4について

お尋ねの「低所得のために奨学金を必要としている学生、奨学金事業が拡充されたら受給したい」という学生の現状に関する具体的な数値については把握していない。文部科学省においては、機構が二年ごとに実施している調査により、学資の貸与を受けている者、学資の貸与を申請しながら貸与を受けられなかつた者、学資の貸与を希望するが貸与を申請しなかつた者などの状況について把握に努めているところであり、お尋ねのような調査を行う予定はない。

質問 第二三一號

内閣官房専門調査員に関する質問主意書

提出者 石田 真敏

内閣官房専門調査員に関する質問主意書
自由民主党資料要求(平成二十一年以降、政府職員として採用された民主党職員の政府内役職、待

遇を職員」として示されたい)に対し、政府より、

があふれる社会のために～」(平成二十二年一月二十九日閣議決定)において、「基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力」をすることとしているところである。

非常勤の内閣官房専門調査員(無給)として二十五名を採用しているとの回答があつた。

右を踏まえ、以下について質問する。

一 民主党、社会民主党、国民新党より出向している内閣官房専門調査員について、各職員の氏名、性別、年齢、担当府省庁(首相官邸を含む)、政党歴(現在の所属政党及び過去に党籍を置いた政党、それぞれの政党の在籍年数)、選任理由を明示されたい。

二 内閣官房専門調査員の職掌を明示されたい。

内閣官房専門調査員の職掌を規定する法令の条文を明示されたい。

三 内閣官房専門調査員は一般職と特別職のどちらに属するか。一般職に属する場合、国家公務員法の規定は全て適用されるか。適用されない規定がある場合はその条文を挙げ、適用外とする法令上の根拠を明示されたい。

四 人事院規則「四一七(政治的行為)における「諮詢的」という語句について、政府の見解を明らかにされたい。

五 内閣官房専門調査員の職務について

1 政務三役会議への出席は可能か。また、実際に出席しているか。

2 大臣レクへの同席は可能か。また、実際に同席しているか。

3 政党が開催する会議に出席することは可能か。また、実際に出席しているか。

4 大臣秘書官の職務を代行することは可能か。

か。また、代行された事例があれば明らかにされたい。

5 公務として出張することは可能か。可能な場合、旅費は支払われるのか。支払われているなら、その出張先、出張目的、旅費を各職員について全て明示されたい。

6 右五で可能とされる職務について、人事院規則「四一七(政治的行為)における「諮詢的」な活動とみなすことができるか。職務ごとに政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第三二号

平成二十二年三月十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員石田真敏君提出内閣官房専門調査員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員石田真敏君提出内閣官房専門調査員に関する質問に対する答弁書

一について

内閣官房専門調査員(以下「専門調査員」という。)については、その職務を十分果たせるかどうかを判断基準に人選を行つたものである。

お尋ねの専門調査員の氏名は次のとおりであるが、性別、年齢及び政党歴については、個人に関する情報であるため、お答えは差し控えた

子、大沢仁、緒方岳、岡本健司、勝浦博之、橋川こずゑ、小林千恵、坂上直子、佐々木憲治、須川清司、杉田裕一、仙波春生、田鹿文隆、西山聰、野村順子、ハーバーマイヤー乃里子、花岡明久、平田大祐、増尾一洋、三浦隆伸、守田幸子、安田彰徳、横田昌三、吉崎博

また、担当府省は定めておらず、専門調査員は、内閣官房長官の指示を受けて、各府省の大 臣等に専門的知見に基づいた情報の提供及び助言を行うこととされている。

二について

専門調査員は、内閣官房に専門調査員を置く規則(平成二十一年十月十六日内閣総理大臣決定)に基づき、内閣官房長官の指示を受けて、各府省の大 臣等に専門的知見に基づいた情報の提供及び助言を行うこととされている。

三について

専門調査員は、一般職の非常勤の国家公務員であるが、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の二第三項及び附則第十条の規定に基づき定められた人事院規則等により、同法第五十九条、第八十一条の二第一項及び第二項、第九十七条、第一百二条から第一百四百六条の四第九項、第一百六条の三第二項、第一百六条の四第二項、第一百六条の三第二項まで、第一百六条の二第二項、第一百六条の三第三項及び附則第十条の規定は適用されない。

四について

人事院規則「四一七(政治的行為)第一項ただし書に規定する「諮詢的な非常勤の職員」とは、

官報 (号外)

意見を求められた事項について意見を述べ、又は助言を行うこと、情報の提供を行うこと等をその職務とする非常勤の職員をいうと解している。

五の1から3までについて

専門調査員は、職務上、その必要があれば、お尋ねの政務三役会議等への出席等は可能であり、その例はある。

五の4について

お尋ねの「大臣秘書官の職務を代行すること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、専門調査員は、内閣官房長官の指示を受け、各府省の大臣等に専門的知見に基づいた情報の提供及び助言を行うものとされている。

五の5について

専門調査員は、職務上、その必要があれば、公務として出張することは可能である。専門調査員の出張については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四十四号)第三条第一項の規定に基づき旅費が支給されることとなつてゐるが、これまでの出張について支給されたものは、航空賃、鉄道賃及び宿泊料である。

また、これまでの出張のうち旅費が支給されたものについて、職員ごとに①出張先、②出張目的、③旅費の合計額を示すと、次のとおりである。

天笠義和
①熊本県及び大分県 ②郡司農林水産副大臣に随行 ③六万七千二百円

①秋田県 ②赤松農林水産大臣等に随行
③四万四千円
①福岡県 ②赤松農林水産大臣に随行 ③九千百円
①長崎県 ②赤松農林水産大臣等に随行
③七万千円

①岐阜県 ②赤松農林水産大臣に随行 ③二万五千八百八十円

小林千恵
①徳島県及び高知県 ②内藤総務副大臣に随行 ③三千五百八千五百円

大西洋クロマグロを「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(昭和五十五年条約第二十五号附属書I)」に掲載すべきとのモナコ公国による提案について、欧州各国に続き、米国政府も提案を支持すると表明し、採択阻止の立場である我が国にとって益々厳しい状況となつており、採択阻止に向けて政府として全力を挙げて取り組む必要がある。

従つて、次の事項について質問する。

六日時点未精算
①沖縄県 ②平野内閣官房長官に随行 ③平成二十二年三月十六日時点未精算
①米国 ②松野内閣官房副長官等に随行 ③平成二十二年三月十六日時点未精算
①沖縄県 ②平野内閣官房副長官等に随行 ③平成二十二年三月十六日時点未精算

平成二十二年三月八日提出
質問 第二二二号
赤松農林水産大臣のワシントン条約締約国会議出席に関する質問主意書
提出者 小野寺五典

赤松農林水産大臣のワシントン条約締約国会議出席に関する質問主意書
内閣總理大臣 鳩山由紀夫
内閣衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣衆議院議長 横路 孝弘殿

四 締約国会議は平成二十二年三月十三日から三月二十五日まで開催される予定であり、三月十三日、十四日、二十日、二十一日、二十二日の休日に赤松農林水産大臣が出席することは不可能であるのか示されたい。

右質問する。

内閣衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣總理大臣 鳩山由紀夫
内閣衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員小野寺五典君提出赤松農林水産大臣のワシントン条約締約国会議出席に関する質問に対する答弁書
〔別紙〕

衆議院議員小野寺五典君提出赤松農林水産大臣のワシントン条約締約国会議出席に関する質問に対する答弁書
〔別紙〕

御指摘の番組における農林水産大臣の発言は、本年二月にフランスで開催された経済協力開発機構農業大臣会合出席のための農林水産大臣の出張に関し、自由民主党及び公明党との調整がつかなかつたことを指摘したものである。

一から四までについて

本年三月十三日から二十五日までカタールで開催されるワシントン条約締約国会議出席のための農林水産大臣の出張については、関係方面に打診したが、国会日程との関係で調整がつかなかつたところである。

二 赤松農林水産大臣の締約国会議出席のための打診を自由民主党及び公明党の国会対策委員会事院の指定するこれらと同様な諮問的な非常勤の職員である専門調査員の職務として行つてゐるものである。

三 自由民主党及び公明党の国会対策委員会の了解が得られた場合、赤松農林水産大臣が締約国会議に出席する意思はあるのか示されたい。

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員吉井英勝君提出高速増殖原型炉「もんじゅ」に関する政治資金の支出に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出二月二十二日の「竹島の日」に対する鳩山由紀夫内閣の関与、協力に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の対応に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出農畜産業機械等リース支援事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員棚橋泰文君提出子ども手当法案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山内康一君提出バラリンピックに関する質問に対する答弁書

衆議院議員山内康一君提出国会議員の兼職に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出農地・水・環境保全向上対策における申請手続きに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還時における原状回復賠償費の肩代わりに係る密約に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる密約に係る

調査結果が公表された後の外務省職員の行動等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出藤山・マッカーサー口頭了解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平将明君提出子ども動物性脂肪の摂取基準に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平将明君提出生活習慣病予防のための健康栄養政策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出生活保護受給者からの預かり金制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山口俊一君提出独立行政法人改革に関する質問に対する答弁書

衆議院議員谷公一君提出公務員の天下り調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員塩川鉄也君提出外務省機密費の上納問題に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出イラクに対する武力行使及び自衛隊派遣についての鳩山内閣の統一見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員谷公一君提出公務員の天下り調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出イラクに対する武力行使及び自衛隊派遣についての鳩山内閣の統一見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員塩川鉄也君提出外務省機密費の上納問題に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出イラクに対する武力行使及び自衛隊派遣についての鳩山内閣の統一見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員塩川鉄也君提出外務省機密費の上納問題に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出イラクに対する武力行使及び自衛隊派遣についての鳩山内閣の統一見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出イラクに対する武力行使及び自衛隊派遣についての鳩山内閣の統一見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出イラクに対する武力行使及び自衛隊派遣についての鳩山内閣の統一見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出イラクに対する武力行使及び自衛隊派遣についての鳩山内閣の統一見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出イラクに対する武力行使及び自衛隊派遣についての鳩山内閣の統一見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出イラクに対する武力行使及び自衛隊派遣についての鳩山内閣の統一見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出イラクに対する武力行使及び自衛隊派遣についての鳩山内閣の統一見解に関する質問に対する答弁書

炉・核燃料開発事業団(以下、「動燃事業団」という)の時代から、不適切な資金の支出があった。また、私は原子力施設立地をめぐって自治体における電力会社、原発メーカー等を含む買収行為や自治体関係者の逮捕、あるいは動燃事業団の監査の不適切さを指摘してきた。

同事業団は、核燃料サイクル開発機構と組織・名称の変更の後、さらに独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下、「原子力研究開発機構」と組織・名称の変更を行ってきた。この間、一九九五年十二月八日のナトリウム漏洩火災事故を起こした上、事故情報の隠蔽や情報の改竄を行つて、国民の厳しい批判を受けた。

本年二月二十五日の衆議院予算委員会第七分科会において、「もんじゅ」の問題を取り上げた。政府の方針で、高速増殖炉は原発推進政策の中でフルトニウム循環利用の柱に位置づけられているが、フルトニウムは強い毒性や放射能汚染の危険を持つ上、冷却と熱の伝達に使うナトリウムには空気や水と爆発的に反応して火災を起こす危険性がある。そのことによって炉心溶融等の重大事故を起こした場合には、広い範囲にわたつて大きな被害をもたらすものである。

その上、フルトニウムとナトリウムを利用することで、将来の動力炉として活用することを政府が計画しても、一基当たりの建設費と運転コストは莫大なもので、軽水炉並みの採算ベースに乗せる

(二) 動燃事業団以降、今日の原子力研究開発機構に至るまでの間の、同事業団と同機構(OB)の再就職(いわゆる天下り、以下同じ)先は原

社、何団体か。これら再就職先の企業名等

と、これら企業等の各年度の動燃事業団・核燃料サイクル開発機構・原子力研究開発機構からの受注額に占めるその割合は、いくらになるか明らかにされたい。また、その中で、動燃事業

団、核燃料サイクル開発機構の時代以降、今日の原子力研究開発機構までの間に、財務諸表の上で子会社(連結子会社)扱いにされた企業があればそれを示し、いつからいつま

での期間、どういう扱いになつていたかを明らかにされたい。

(三) 動燃事業団から今日の原子力研究開発機構に至るまでの間、再就職した同事業団と同機

構OBの氏名と最終役職名、再就職先での役

職名、待遇、就職期間をそれぞれ明らかにさ

は撤退したものである。したがつて、「もんじゅ」の再開と高速増殖炉の開発計画はやめるべきであると、繰り返し指摘したことである。

ところが、これを推進するばかりか、国民の財産である国費が、一部の政治家に「パートナー券購入」と称して還流していることが明らかになつた。

れたい。また、再就職したOBらは、報酬や給与に見合うどのような勤務実態があつたのか。具体的にその内容を明らかにされたい。

(四) 動燃事業団から原子力研究開発機構に至るまで、同事業団と同機構OBが再就職した先の企業等の業務内容は何か。資本金、主な株主等を含めて明らかにされたい。

(五) 国税庁は、原子力研究開発機構からの再就職者がいる企業が「所得隠し」を行つたとして、合計約一億円を指摘しているとされるが、各社いくらずつ所得隠しを行つていたのか。また、これら企業には会計を監査する仕組みがないのか。

(六) 原子力研究開発機構は、業務の発注に当たつて一般競争入札を行つているのか、随意契約を行つてゐるのか。契約形態を、契約内容と企業別にそれぞれ明らかにされたい。あわせて契約金額を案件別に示されたい。また、国と原子力研究開発機構として、発注額が適正なものかどうかをどのようにして評価しているのか。

(七) 高速増殖原型炉「もんじゅ」関連だけでも、約二兆円の国費が投じられてきた。その一部がいわゆる天下り企業を経由して、知事や市長や国会議員の政治資金として流れることはない。政治献金、政治資金バークレー券購入の形をとつたこれらの政治資金の流れについて、総務省はどうのように把握しているのか。誰がどういう团体を名乗つて、いくら購

入させたのか具体的に明らかにされたい。

(八) 政府として、このような形の税金の還流は適切で、問題のないものと考えているのか、それとも問題の解明に取り組む立場に立つの

か、見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第一三三号

平成二十二年三月十九日

内閣總理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員吉井英勝君提出高速増殖原型炉「もんじゅ」に関連する政治資金の支出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉井英勝君提出高速増殖原型炉

「もんじゅ」に関連する政治資金の支出に関する質問に対する答弁書

(一) 及び(二)について

独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)によれば、保存されている資料を基に、動力炉・核燃料開発事業団、核燃料サイクル開発機構及び原子力機構(以下「事業団等」という。)の役職員の退職者のうち役員

の職又は管理職手当を支給される職で退職した者(以下「事業団退職者」という。)が役員として再就職した、子会社(動力炉・核燃料開発事業団及び核燃料サイクル開発機構にあつては「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」(平

成十三年六月十九日財政制度等審議会財政制度会報告)第7章1(2)にいう「子会社」、原子力機構にあつては独立行政法人会計基準第103にいう「特定関連会社」をいう。以下同じ。)及び事業団等からの受注額がその総売上額の三分の二以上を占める法人(以下「子会社等」という。)の名称、総売上額、事業団等からの受注額及び当該受注額の総売上額に占める割合については、平成十七年度から平成二十年度までの各年度における状況を「独立行政法人から関連法人への補助・取引等及び再就職の状況」に記載し、また、事業団退職者が役員として再就職した関連公益法人等(独立行政法人会計基準第125にいう関連公益法人等をいう。以下同じ。)の名称、事業収入総額、事業団等からの受注額及び当該受注額の事業収入総額に占める割合については、平成十七年度から平成二十年度までの各年度における状況を「財務諸表附属明細書」に記載し、それぞれ原原子力機構のホームページで公表していることである。

(二) 及び(三)について

独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)によれば、保存されている資料を基に、動力炉・核燃料開発事業団、核燃料サイクル開発機構及び原子力機構(以下「事業団等」という。)の役職員の退職者のうち役員のうち、財務諸表上で事業団等の子会社とされるものはないとのことである。

(三) 及び(四)について

原子力機構によれば、保存されている資料を基に、子会社等へ役員として再就職した事業団退職者の氏名、退職時の役職及び再就職先での役職については、平成十四年度から平成二十年度までの各年度における状況を「独立行政法人から関連法人への補助・取引等及び再就職の状況

況」に、平成二十二年二月一日現在における状況を「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表について」にそれぞれ記載し、また、関連公益法人等へ役員として再就職した事業団退職者の氏名、退職時の役職及び再就職先での役職並びに当該関連公益法人等の業務の概要については、平成十七年度から平

成二十年度までの各年度における状況を「財務諸表附属明細書」に記載し、それぞれ原原子力機構のホームページで公表していることである。

なお、お尋ねのその他の事項については、原原子力機構において把握していないことであるので答弁を差し控えたい。

(五)について

原子力機構によれば、平成二十年四月から平成二十二年一月までの間に原子力機構が締結した契約(その予定価格が、工事に関する契約に

ついては二百五十万円以下であるもの、役務に

関する契約については百万円以下であるもの等少額の契約等を除く。)については、契約ごと

に、契約内容、契約の相手方の名称、契約金額及び契約形態等を「随意契約の適正化に伴う契約情報の公表について」に記載し、原子力機構のホームページで公表していることである。

原子力機構においては、原子力機構の職員で

構成される契約審査委員会において、契約」と

に契約形態の適否等について事前に評価するこ

とにより、契約金額が妥当なものとなるよう努めているほか、「独立行政法人の契約状況の

点検・見直しについて」(平成二十一年十一月十

七日閣議決定)を踏まえ、監事及び外部有識者

で構成される契約監視委員会を設置し、契約金

額の妥当性等の観点から、契約の状況について

点検及び見直しを行っていると承知しており、

文部科学省としては、今後この契約監視委員

会による点検及び見直しの結果について点検を行なうこととしている。

(七)について
総務大臣は、政治団体から提出された収支報告書について、政治資金規正法(昭和三十三年法律第二百九十四号)第三十三条の規定に従い、

形式上の不備がないか又は記載すべき事項の記載が不十分ではないかという点についての審査を行った上で、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表することとされており、政治団体に係る政治資金の収支に関する具体的な事実関係を調査する権限は与えられていない。

(八)について
企業等による政治活動に関する寄附や政治資金パーティーの対価の支払については、各企業等の判断により行われるものと承知しているが、政府としては、原子力機構は、取引先企業との関係について疑念を抱かれないとする

平成二十二年三月九日提出

質問 第二三四号

二月二十二日の「竹島の日」に対する鳩山由紀夫内閣の関与、協力に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二月二十二日の「竹島の日」に対する鳩山由紀夫内閣の関与、協力に関する第三回質問主意書

注意書

昨年十一月六日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七三第二九号)では、「我が国が抱える領土問題には北方四島及び竹島をめぐる問題が

存在する。」と、鳩山由紀夫内閣としても、竹島を

巡る領土問題があることを認めていた。右と「前

回答弁書」(内閣衆質一七四第一七八号)、「前々回

答弁書」(内閣衆質一七四第一三一号)を踏まえ、

再度質問する。

一 二〇〇五年三月十六日、島根県は、二月二十一日を「竹島の日」とする条例を制定した。右

につき、「前々回答弁書」では「御指摘の件を含め、政府として、地方公共団体が行つた個別具

体の施策について見解を述べることは差し控えたい。」と、鳩山内閣においても、残念ながら前

政権と全く同じ答弁がなされている。前回質問

主意書で、右の島根県の施策は、我が国固有の

領土である竹島が韓国に不法占拠されている現

状を開けるための一筋の光明となり、実際に

韓国と交渉をする政府を後押しするものとなり

得るのに、なぜ鳩山内閣として、前政権と同じ

答弁しかせず、「竹島の日」の制定は島根県が独

自に行つた施策と冷淡に切り捨てるのか、ま

た、政府が毎年二月七日を「北方領土の日」と定めているのと同様に、もう一方の領土問題である竹島について、政府として具体的にいつを「竹島の日」として制定する考えでいるのかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについて

は、現時点で『竹島の日』を制定する考えはないが、いずれにせよ、引き続き、竹島の領有権の

問題に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で、有効な方策を不斷に検討していく考え方である。」との答弁がなされている。

政府として、現時点で「竹島の日」を制定する考え方のないのはなぜか。右は、右答弁にある

「問題の平和的解決を図る上で、有効な方策」に十分該当するものであると考えるが、政府として現時点での様々な考え方を有していない理由を説明されたい。

二 每年二月二十二日、島根県が主催して「竹島の日」を記念する式典(以下、「式典」という。)が行われている。過去の答弁書で明らかにされて

いる様に、前民・公明政権は、「式典」の招待を受けているながら、「諸般の事情」という不可解な理由で欠席し、代理の者を出席させることもせず、何ら誠意ある対応をとつてこなかつた。

「前々回答弁書」では、鳩山内閣のうち、岡田克也外務大臣、赤松広隆農林水産大臣、町田勝弘

水産庁長官及び齋木昭隆外務省アジア大洋州局

長が、本年の「式典」の案内を受けていることが明らかにされているものの、その一方で、「二

つについてお答えした者への案内については、出席できない旨回答している。」と、右の者のうち、誰も「式典」に出席しなかつたことが明らか

にされている。前回質問主意書で、右の者が

「式典」に出席できなかつた理由は何か、また、

島根県側にどの様な回答をしているのかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについて

は、諸般の事情をそれぞれの省庁において勘案

し欠席することとした。」と、残念ながら前政権

と全く同じ答弁がなされている。右の「諸般の

事情」とは具体的にどの様なものか、我が国の

国家主権に関わる竹島問題に関する「式典」に、岡田大臣はじめ関係閣僚、政府関係者が出席できないとする事情とは一体どの様なもので

あるのか、明確な説明を求める。

三 例えは本年二月七日、北海道根室市で北方領土返還を求める式典が行われた際、福山哲郎外

務副大臣が出席していると承知するが、福山副

大臣以外に、右式典に出席した閣僚はじめ政府

関係者は誰か、全て明らかにされた。

四 三で指摘した様に、北方領土の日の式典には少なくとも副大臣が出席している一方で、政府

として、竹島問題に係る「式典」については誰も出席させず、代理の者も送らないという対応をとつているのはなぜか。前政権の様に曖昧な答

弁をするのではなく、国政の運営を、官僚主導・官僚依存から政治主導・国民主導へと刷新

することを目指す鳩山内閣にふさわしい、明確な答弁を求める。

五 前回質問主意書で、島根県側から招待を受けた者は、「式典」に代理の者を出席させている

か、させているのなら、誰を代理として出席させたのか、また、「前々回答弁書」では「政府と

して、お尋ねのようなメッセージや祝電等を島

根県に対する送る考え方ではない。」との答弁がなされているが、右はなぜか、鳩山内閣として、なぜ前政権同様、「式典」にメッセージや祝電等を送ることをしないのかと問うたところ、「前回答弁書」では代理の者は出席しておらず、メッセージや祝電等を送ることはしなかった」との答弁がなされている。鳩山内閣として、前政権と同様に、「式典」に代理の者も出席させず、メッセージや祝電等も送らなかつた理由は何か説明されたい。右は、国民の日線に立ち、国政対応として不適切ではないのか。

六 北方領土問題については、日口首脳間はじめ様々なレベルにおいて問題解決に向けた協議がなされているが、竹島問題については、首脳会談はおろか、日韓間での話し合いはなされておらず、交渉のテーブルにすら着いていない状態にあると考える。前文で指摘した様に、我が国が抱える領土問題は、北方領土と竹島に係る問題の二つのみであるのに、なぜ政府の取り組みはこうも異なるのか。右質問する。

内閣衆質一七四第二三四号

平成二十二年三月十九日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議員鈴木宗男君提出「二月二十一日の「竹島の日」に対する鳩山由紀夫内閣の関与、協力に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。」

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出「二月二十一日の「竹島の日」に対する鳩山由紀夫内閣の関

与、協力に関する第三回質問に対する答弁書

一、四及び六について

お尋ねについては、北方領土問題及び竹島問題をめぐる経緯及び状況等を踏まえ、必ずしも同様の対応とはなつてないものである。

二について

お尋ねについて、御指摘の式典には、日程上の都合により出席できなかつたものである。

二について

お尋ねについては、北方領土問題及び竹島問題をめぐる経緯及び状況等を踏まえ、必ずしも同様の対応とはなつてないものである。

お尋ねについて、御指摘の式典には、日程上の都合により出席できなかつたものである。

五について

御指摘の式典には、福山哲郎外務副大臣のほか、大槻耕太郎外務省欧州局ロシア課首席事務官及び鴨志田尚昭外務副大臣秘書官事務取扱が出席した。

五について

御指摘の式典には、代理の者は出席せず、

二四四頁にかけて、「暴走検察 子ども“人質”に 女性秘書『洞喝』十時間」との見出しの、

ジャーナリストの上杉隆氏による論文（以下、「上杉論文」という。）が掲載されている。右に対し本年二月三日、東京地方検察庁の谷川恒太次席検事は、「上杉論文」は事実でないとする抗議文（以下、「抗議文」という。）を週刊朝日の山口一臣編集長に出しているが、その一方で「東京記事」に関しては三井氏本人、東京新聞に対して何の抗議もしていない。この様な検察庁の対応は矛盾し、公平性を欠いているのではないかと、これまで累次に渡る質問主意書で千葉景子法務大臣に問うてきたが、過去の答弁書では法務大臣に問うてきたが、過去の答弁書では「事案及び報道内容に応じて対処が異なること」をもって、「公平性を欠き、矛盾している」とことにはならないものと考える。」との答弁がなされている。前回質問主意書で、千葉大臣として、

平成二十二年三月九日提出
質問 第一三五号

検察庁における裏金問題について指摘した大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の対応に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察庁における裏金問題について指摘した

元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する

千葉景子法務大臣の対応に関する再質問主意書

本年一月二十二日付東京新聞に、「内部告発直前に逮捕、服役し派出所 三井元大阪高檢公安部長 本紙に語る『検察、まだ自民と一体』 小沢氏周辺捜査『裏金追及で反撃せよ』との見出しで、元大阪高等検察庁公安部長の三井環氏が、検察庁における裏金問題について発言した記事（以下、「東京記事」という。）が掲載されている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七四第一八九号）を踏まえ、再質問する。

一 週刊朝日二月十二日発売号の二十二頁から二十四頁にかけて、「暴走検察 子ども“人質”に 女性秘書『洞喝』十時間」との見出しの、

ジャーナリストの上杉隆氏による論文（以下、「上杉論文」という。）が掲載されている。右に対し本年二月三日、東京地方検察庁の谷川恒太次席検事は、「上杉論文」は事実でないとする抗議文（以下、「抗議文」という。）を週刊朝日の山口一臣編集長に出しているが、その一方で「東京記事」に関しては三井氏本人、東京新聞に対して何の抗議もしていない。この様な検察庁の対応は矛盾し、公平性を欠いているのではないかと、これまで累次に渡る質問主意書で千葉景子法務大臣に問うてきたが、過去の答弁書では「事案及び報道内容に応じて対処が異なること」をもって、「公平性を欠き、矛盾している」とことにはならないものと考える。」との答弁がなされている。前回質問主意書で、千葉大臣として、

二 既に知られている様に、三井氏はかつて大阪高檢の公安部長の任に就いており、検察官の職務とはどの様なものか、検査にあたりどの様な手法を取るのか等、検察庁の内情を詳細に把握していると承知する。その者が「検察はまだ、

前回質問主意書で、千葉大臣として、

直前、新聞紙上で検察の裏金問題を実名告発し

ては「抗議文」を出すという形で週刊朝日側に明確な抗議をし、後者については東京新聞及び三井側に何の抗議もしないという東京地検の対応のあり方が、なぜ矛盾しておらず、公平性を欠いていないと考えるのか、この様に対処の仕方が異なることがなぜ妥当であると考えるのか

と千葉大臣に問うたところ、「前回答弁書」では「一般論として言えば、検査機関は、新聞・週刊誌等の記事の内容が主として個人の特定の見解を表明するものにすぎないものであるか否かなどを含め、それぞれの事案及び記事の内容に応じて、検査・公判の遂行に対する支障の有無等を考慮し、適宜適切に対処しているものと承知しております、それぞれの対処は異なり得るものと考えている。」との答弁がなされている。右答弁は、「東京記事」は「個人の特定の見解を表明するものにすぎないもの」であり、「上杉論文」はそうではないと、検査機関、つまり検察庁、特に東京地検が認識しているという意味と理解して良いか。

三 既に知られている様に、三井氏はかつて大阪高檢の公安部長の任に就いており、検察官の職務とはどの様なものか、検査にあたりどの様な手法を取るのか等、検察庁の内情を詳細に把握していると承知する。その者が「検察はまだ、

前回質問主意書で、千葉大臣として、

直前、新聞紙上で検察の裏金問題を実名告発し

た後、参考人として国会で証言し、検事パツジを外すとのスケジュールが既に出来上がつて

いた。逮捕当日は、新聞報道の後にテレビで報じるという約束でジャーナリストの鳥越俊太郎氏の取材を受ける予定だった。逮捕は、組織を守るために明らかな口封じだ」と述べたことは、全く荒唐無稽な話ではなく、それなりに客観性のあるものであると考える。「東京記事」があくまで「個人の特定の見解を表明するものにすぎないもの」に該当するとする根拠は何か、明確な説明を求める。

三 「東京記事」における三井氏の言動が、あくまで「個人の特定の見解を表明するものにすぎないもの」であり、その内容が事実でないとしても、それを読んだ者の中に、検察官を誤解し、あらぬ疑惑を抱く者が出てくるのではないのか。明確な説明を求める。

四 「上杉論文」が個人の特定の見解を表明するものにすぎないものではないとする根拠は何か、明確な説明を求める。

右質問する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官に対する質問

問主意書

裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の対応に関する再質問に対する答弁書

二及び四について
個々の週刊誌の記事の内容に関し、政府として答弁することは差し控えるが、一般論として申し上げれば、捜査機関は、特定の週刊誌の記事の内容が個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかる事柄では、それぞれの事案及び記事の内容に応じて、捜査・公判の遂行に対する支障の有無等を考慮し、必要に応じて抗議することを含め、適宜適切に対処しているものと承知している。

前回答弁書(平成二十二年三月九日内閣衆質一七四第一八九号)については、個々の新聞・週刊誌等の記事に対する捜査機関の対処が異なり得ることについて、一般論としてお答えしたものである。

三について
特定の新聞の記事が個々の読者に与える影響については、政府としてお答えすべき立場にはない。

〔別紙〕
衆議院議員木村太郎君提出農畜産業機械等リース支援事業に関する質問に対する答弁書

農畜産業機械等リース支援事業に関する質問主意書

内閣衆質一七四第一三六号

平成二十二年三月十九日

内閣総理大臣 塙山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出農畜産業機械等リース支援事業に関する質問に対する答弁書

ころ、民主党政権による政策の急進な変更や重要な予算の廃止等により現場では大混乱が起き、様々な問題が生じていることが判明した。

従つて、次の事項について質問する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出農畜産業機械等リース支援事業に関する質問に対する答弁書

一について

農畜産業機械等リース支援事業は、先般の事業仕分けの結果、当初の概算要求を大幅に縮減され約二十七億円となつた。農業機械リース事業は、かねてより農業者の要望が非常に高い事業であり、先進的な技術の導入や生産コストの低減へ大きな役割を果たしてきた。しかしながら、今回の本事業の予算の大幅な削減は、がんばる農家の意欲的な取り組みに大きくブレーキをかけるものである。この大幅に減額された予算で農業者の要望にすべて応えられるのか。

二について
政府としては、農畜産業機械等リース支援事業については、効率的な予算執行を図ることにより、事業の目的を達成できるものと考えている。三について
お尋ねの「努力する農家への新しい支援策」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、平成二十二年度予算においては、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、その創意工夫ある取組を促するために導入している。三について
戸別所得補償制度について、戸別所得補償制度の本格実施に向けて現在検討中であり、お尋ねの各種補助制度との関係等について、現段階でお答えすることはできない。

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員鈴木宗男君提出検察官に対する質問について指摘した元大阪高等検察官公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十二年三月十九日
内閣総理大臣 塙山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員木村太郎君提出農畜産業機械等リース支援事業に関する質問に対する答弁書

平成二十二年三月九日提出
質問 第二三六号

農畜産業機械等リース支援事業に関する質問

主意書

提出者 木村 太郎

官報 (号外)

平成二十二年三月九日提出
質問 第二三七号

子ども手当法案に関する質問主意書

提出者 棚橋 泰文

子ども手当法案に関する質問主意書

現行の児童手当法での、海外在住の子どもにかかる部分について、その監護状態や生計維持状態はどのように確認しているのか、具体的に述べられたい。

どういう書類を要求し、その書類が示している内容が事実であるとの保証を誰が行っているのか。また、外国語で作成されている場合、翻訳は誰の費用負担で誰が行っているのか。

現行の児童手当法の国籍要件撤廃に伴う外国

住の外国籍の子どもへの手当支給について
1 審議会等で、どのような議論があつたのか。
2 外国在住の外国籍の子どもへの手当支給について
象にした時に、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」との関係で、この規約のどの条文を根拠としたのか。

三 「子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者」(法案第四条第一項各号)とは、どう判断するのか。

特に、子どもが外国居住の場合、監護、生計維持それぞれにつき、どのような書類を要求するのか。

その書類が示していることが真実であることの担保はどうやって確保するのか。さらに、そ

の書類が外国语で記載されていた場合、誰の費用負担で、誰が翻訳し、その翻訳が誤訳でないことの保証は誰が行うことになるのか。

四 米英独仏における子ども手当類似制度について、外国居住の子どもをその支給額積算根拠としている事例があるか。ある場合、どのような制度及び運用になつてているのか。調査していいのであれば、調査しなかつた理由如何。

五 日本国内に住所を有する者が、海外にいる外籍の十五歳未満の子どもを日本の民法に基づく養子にし、かつ、その子どもの主たる生計維持者になつた場合につき、法案第四条第一項各号にいう「子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者」に該当し、子ども手当の支給要件に該当する者となるのか。

海外にいる外国籍の子どもについて、子ども手当の支給対象となる養子にする子どもの数に制限はあるのか。

さらに、外国の法律に基づき、養子縁組その他の人的関係の形成の場合も、主たる生計の維持者であれば、子ども手当の支給要件に該当するのか。

右質問する。

内閣衆一七四第二三七号

平成二十二年三月十九日

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員棚橋泰文君提出子ども手当法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員棚橋泰文君提出子ども手当法案に関する質問に対する答弁書

一 及び三について
一、当該児童の氏名や住所等について当該児童

の居住する国における官公署等が発行した証明書、当該児童に係る監護及び生計に関する請求者の申立書及び当該児童に送金した旨の銀行の

発行した通知書などの申立書の記載事項を証する書類等により、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第四条に規定する監護及び生計に関する要件の確認を行つてある。

また、当該証明書や申立書等については、請求者に日本語による翻訳書を添付させるよう市町村に對して通知を発出している。

子ども手当についても、児童手当の手続を参考にしつつ、市町村における確認がより厳正に行われるよう、市町村に對し認定手続に関する通知を発出することとしている。

なお、御指摘の平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案第四条に規定する監護及び生計の要件については、厚生労働省が通知等により基準を示し、その基準に基づいて市町村が個別具体的に受給資格の認定を行うこととしている。

五について
お尋ねについては、市町村において、監護の有無及び生計の状態が子ども手当の支給要件を満たすものであるかどうかを確認することにより判断されるものであり、国内外の法律に基づき養子縁組をしたことのみをもつて、子ども手当の支給要件を満たすものではない。

六について
和五十七年条約第一号)への加入に伴う児童手当法等の一部改正については、厚生大臣(当時)から社会保障制度審議会(当時)へ諮詢されてい

るが、御指摘の「児童手当法の国籍要件撤廃に伴う外国在住の外国籍の子どもへの手当支給」については議論されていない。

二の2について
二の2について

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(昭和五十四年条約第六号)第九条である。

力合衆国においては、子ども手当に類似する制度は存在しない。

四について
四について

英國、ドイツ及びフランスにおける外国居住の子どもの取扱いについては、現在、詳細な情報を得るべく調査を行つてある。なお、アメリ

カ合衆国においては、子ども手当に類似する制度は存在しない。

五について
五について

お尋ねについては、市町村において、監護の

有無及び生計の状態が子ども手当の支給要件を

満たすものであるかどうかを確認することによ

り判断されるものであり、国内外の法律に基づ

き養子縁組をしたことのみをもつて、子ども手

当の支給要件を満たすものではない。

六について
平成二十二年三月十日提出

質問 第一三八号

バラリンピックに関する質問主意書

提出者 山内 康一

バラリンピックに関する質問主意書

バラリンピックに対する鳩山内閣の考えについ

て質問する。

地域での評価は高い。よつて、平成二十三年度以降の継続について、鳩山内閣はどう考えていのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第三四〇号
平成二十二年三月十九日

内閣總理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出農地・水・環境保全向上対策における申請手続きに関する質問に対する別紙)

衆議院議員木村太郎君提出農地・水・環境保全向上対策における申請手続きに関する質問に対する答弁書

一について

衆議院議員木村太郎君提出農地・水・環境保全向上対策における申請手続きに関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出農地・水・環境保全向上対策における申請手続きに関する質問に対する答弁書

二について

衆議院議員木村太郎君提出農地・水・環境保全向上対策における申請手続きに関する質問に対する答弁書

（中略）
（4）結論
（イ）日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男
質問 第二回
一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に関する質問主意書
（昭和三十五年六月二十一日）
（口）日本政府は、米国政府の解釈に同意しなかつたが、米側にその解釈を改めるよう働き掛けるとともに、核搭載艦船が事前協議なしに寄港することを事实上默認した。日米間には、この問題を深追することで同盟の運営に障害が生じることを避けようとする「暗黙の合意」が存在した。
（ハ）序論における密約の定義によれば、日米両政府間には、安保改定時に姿を現し、その後一九六〇年代に固まつた、「暗黙の合意」という広義の密約が存在。

（二）日本政府の説明は、嘘を含む不正直なもの。民主主義の原則から、本来あつてはならない。ただしその責任と反省は、冷戦という国際環境と国民の反核感情との間の容易ならざる調整を踏まえるべき。

（ホ）今回の調査で利用できた外務省文書の量と質はこの問題の構造を大まかにつかむのに十分なもの。それでも重要な部分に欠陥があり、解明できないところが残つた。そうなつた経緯に関する事情調査と重要文書の管理に対する深

刻な反省が必要。」
この様に、この度「委員会」、ひいては外務省、つまり政府として、①の密約があつたことを明確に認めているが、過去に当方が提出した質問主意書に対する政府答弁書内閣衆質一六号、六五五号、六六四号、六六八号、六七四号、五八〇号、六一二号、六二一号、六二二号、六七五号等では、その存在を明確に否定する答弁がなされてきた。例えば内閣衆質一七二号の政府答弁書には「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）。以下「日米安保条約」という。」の下での核兵器の持込みに関する密約であると否とを問わずこの他に何らかの取決めがあるという事実はない」とある。結果として、これらの答弁は虚偽のものであつたことがこの度明らかになつたが、これらの答弁は外務省のどこの課において、誰の責任の下、起案・作成されたのか、全て明らかにされたい。

（三）一の答弁を外務省として決定する際、その決裁に関わった同省職員は誰か、その官職氏名を全て明らかにされたい。

（三）一の答弁にある様に、小泉純一郎、安倍晋三、福田康夫、麻生太郎の各政権が国民に嘘をつけ、国民党を欺き続けてきたことに対し、鳩山由紀夫内閣総理大臣、岡田大臣はどのような見解を有しているか。

四 小泉純一郎、安倍晋三、福田康夫、麻生太郎の各政権において、一における答弁を起案・作成し、また二の決裁に関わった者が、国民に嘘をつき、国民を欺く答弁をつくってきたことに対し、鳩山総理、岡田大臣はどの様な見解を有しているか。

右質問する。

内閣衆質一七四第三四一号

平成二十二年三月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議員鈴木宗男君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの答弁書は、当時、外務省北米局において起案し、外務省においてかかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

三及び四について

いわゆる密約問題については、この問題により、外交に対する国民の理解と信頼が失われているとの観点から、過去の事実を徹底的に明らかにするため、岡田外務大臣が外務大臣就任時に徹底調査を命じ、その結果を先般公表したところである。当時の状況については、簡単に判断できるものではなく、いわゆる「密約」問題

に関する有識者委員会報告書においても、外交

には、ある期間、ある程度の秘密性はつきものであるとした上で、外交に対する評価は、当時の国際環境や日本国民全体の利益・国益に照らして判断すべきものである旨述べられている。

しかし一方で、この問題が、これほどの長期間にわたり、国民に対し、明らかにされてこなかつたことは遺憾であると考えている。

政府としては、今回の作業が外交に対する国民の信頼回復につながることを期待しており、今後とも、国民と共に歩む外交を実践し、国民の負託にこたえる外交の実現に努力していく」と考

えている。

かつたことは遺憾であると考えている。政府と

しては、今回、この問題が、これほどの長期間にわたり、国民に対し、明らかにされてこなかつたことは遺憾であると考えている。

政府としては、今回の作業が外交に対する国民の信頼回復につながることを期待しており、今後とも、国民と共に歩む外交を実践し、国民の負託にこたえる外交の実現に努力していく」と考

四 小泉純一郎、安倍晋三、福田康夫、麻生太郎の各政権において、一における答弁を起案・作成し、また二の決裁に関わった者が、国民に嘘をつき、国民を欺く答弁をつくってきたことに対し、鳩山総理、岡田大臣はどの様な見解を有しているか。

右質問する。

内閣衆質一七四第三四一号

平成二十二年三月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議員鈴木宗男君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの答弁書は、当時、外務省北米局において起案し、外務省においてかかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

三及び四について

いわゆる密約問題については、この問題により、外交に対する国民の理解と信頼が失われているとの観点から、過去の事実を徹底的に明確にするため、岡田外務大臣が外務大臣就任時に徹底調査を命じ、その結果を先般公表したところである。当時の状況については、簡単に判断できるものではなく、いわゆる「密約」問題

の四点に関し、いわゆる密約(以下、「密約」という)があつたと言われていることにつき、外務省において「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会」(以下、「委員会」という)を立ち上げ、同年十一月末を目処にその存在の有無を徹底調査する旨の大臣命令を同省に出したと承知する。

① 一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持

ある。

(4) 日本側の不公表書簡案(大臣書簡案)にせよ「議論の要約」にせよ、それ自体は、両政府を拘束するような内容ではなく、両政府間の秘密の合意や了解を意味する「密約」にあたるわけではない。(「狭義の密約」ではない。)

(5) 原状回復補償費の肩代わり合意と三億二千万ドルへの積み増し了解は、非公表扱いとされ、明確に文書化されているわけでもなく、返還協定や関連取り決めにも明記されていないものであるが、両国政府の財政処理を制約するものとなる。その点では、これらは序論に定義された「広義の密約」に該当する。

この様に、この度「委員会」、ひいては外務省、つまり政府として、(4)の密約があつたことを明確に認めているが、過去に当方が提出した質問主意書に対する政府答弁書(内閣衆質一六四第六二号、一〇五号、一三三号、内閣衆質一六六第一五号、一二三二号、一二三三号、二三四号、四二〇号、四六八号、四七二号、内閣衆質一七〇第一六七号、二二三号、二六八号、内閣衆質一七一第一五五号等)では、その存在を明確に否定する答弁がなされてきた。例えば内閣衆質一七一第五五五号の政府答弁書には、沖縄返還に際する支払に関する日米間の合意は、第六十七回国会における琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和四十七年条約第二号。以下「沖縄返還協定」という。)についての審議が行われた當時から歴代の外務大臣等が一貫して繰り返し説明し

ては、内閣総理大臣が「沖縄返還協定がすべてである」とある。結果として、これらの答弁は虚偽のものであつたことがこの度明らかになつたが、これらは外務省のどこの課において、誰の責任の下、起案・作成されたのか、全て明らかにされたい。

二 一の答弁を外務省として決定する際、その決裁に関わった同省職員は誰か、その官職氏名を全て明らかにされたい。

三 一の答弁にある様に、小泉純一郎、安倍晋三、福田康夫、麻生太郎の各政権が国民に嘘をつき、国民党を欺き続けてきたことに対し、鳩山由紀夫内閣総理大臣、岡田大臣はどの様な見解を有しているか。

四 小泉純一郎、安倍晋三、福田康夫、麻生太郎の各政権において、一における答弁を起案・作成し、また二の決裁に関わった者が、国民党を嘘をつけ、国民党を欺く答弁をつくってきたことに対し、鳩山総理、岡田大臣はどの様な見解を有しているか。

右質問する。

内閣衆質一七四第二四二号
平成二十二年三月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還時における原状回復補償費の肩代わりに係る密約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

ては、内閣総理大臣が「沖縄返還協定がすべてである」とある。結果として、これらの答弁は虚偽のものであつたことがこの度明らかになつたが、これらは外務省のどこの課において、誰の責任の下、起案・作成されたのか、全て明らかにされたい。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還時における原状回復補償費の肩代わりに係る密約に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

お尋ねの答弁書は、当時、外務省北米局において起案し、外務省においてしかるべき決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

三 及び四について

いわゆる「密約」問題については、この問題に

より、外交に対する国民の理解と信頼が失われているとの観点から、過去の事実を徹底的に明らかにするため、岡田外務大臣が外務大臣就任時に徹底調査を命じ、その結果を先般公表したところである。当時の状況については、簡単に

判断できるものではなく、いわゆる「密約」問題

に関する有識者委員会報告書においても、外交

の国際環境や日本国民全体の利益・国益に照らして判断すべきものである旨述べられている。

しかし一方で、この問題が、これほどの長期間にわたり、国民党に対し、明らかにされてこなかつたことは遺憾であると考えている。政府としては、今回の作業が外交に対する国民の信頼回復につながることを期待しており、今後とも、国民党と共に歩む外交を実践し、国民の負託にこたえる外交の実現に努力していくことを考へている。

平成二十二年三月十一日提出
質問 第二四三号

いわゆる密約に係る調査結果が公表された後の外務省職員の行動等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

昨年九月十六日、岡田克也外務大臣は、

書

後の大外務省職員の行動等に関する質問主意書

いわゆる密約に係る調査結果が公表された後の大外務省職員の行動等に関する質問主意書

市役所を訪れ、吉田雄人市長に「報告書」について

説明し、これまでの政府対応について謝罪したと

いる。また鯨室長は、翌十日、神奈川県横須賀

市役所を訪れ、吉田雄人市長に「報告書」について

説明し、これまでの政府対応について謝罪したと

のことである。右を踏まえ、質問する。

一 鯨室長は、何の資格でどの様な立場で佐世

保市及び横須賀市を訪問したのか説明された

ことである。右を踏まえ、質問する。

二 前文で触れた様に、鯨室長は朝長市長や吉田

市長らに対し、これまでの政府の対応について

謝罪をしたとのことであるが、右の謝罪内容は

外務省においてどの様な手続き、決裁を経て決

められたものか説明されたい。

三 「報告書」公表後、鯨室長が真っ先に佐世保市

を訪れ、その翌日に横須賀市を訪れた理由は何

か。

四 佐世保市、横須賀市の他に、沖縄県は四つの

「密約」のうち、少なくとも二つに直接関係して

いる地方自治体であり、右二市以上に「密約」に

大きく関係している自治体であると承知する。

外務省として、鯨室長を「報告書」公表後にすぐ

右二市に訪問させるのなら、何をおいても、い

の一番に沖縄県を訪問させ、謝罪させるべきで

はなかつたのか。外務省の見解如何。

五 鯨室長の訪問先に、沖縄県を外した理由は何であるのか説明されたい。

右質問する。

ざるをえず、地方自治体にもご迷惑をかけて申し訳ない」と謝罪し、更にかつて佐世保市に寄港した米国艦船に核が搭載されていたか否かについて

は「可能性はあったと思う」と説明したと報じられていた。また鯨室長は、翌十日、神奈川県横須賀

市役所を訪れ、吉田雄人市長に「報告書」について

説明し、これまでの政府対応について謝罪したと

いる。また鯨室長は、翌十日、神奈川県横須賀

(号外) 内閣衆質・七四第二四三号 平成二十二年三月十九日

内閣總理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる密約に係る調査結果が公表された後の外務省職員の行動等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる密約に係る調査結果が公表された後の外務省職員の行動等

の行動等に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

外務省北米局日米地位協定室長として、本年三月九日に佐世保市を訪問して朝長佐世保市長等

吉田横須賀市長に対し、同月九日に岡田外務大臣が公表したいわゆる「密約」問題に関する外務省調査報告書及び有識者委員会報告書について概要の説明を行つた。また、同月九日、梅本外務省北米局長は、電話にて、吉田横須賀市長に對し、同様の説明を行つた。また、同月九日、富田外務省北米局参事官は、沖縄県を訪問し上原沖縄県知事公室長に対し、同様の説明を行つた。

以上の各説明の際、右外務省職員は、岡田外務大臣が右公表の際に「地元の皆さんに對しては、そういった不安感を抱かせたことについては申し訳ないことだと思います。」と述べたことを踏まえ、同様に「申し訳ない」と考えているとの趣旨の発言をした。

平成二十二年三月十一日提出 質問第一四四号

藤山・マッカーサー口頭了解に関する質問主

意書

提出者 鈴木 宗男

藤山・マッカーサー口頭了解に関する質問主

主意書

藤山・マッカーサー口頭了解に関する質問主

サード頭了解がすべてであり、秘密であると否とを問わずこの他に何らかの取決めがあるという事実はない」とされている。右を踏まえ、質問する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出藤山・マッカーサー口頭了解に関する質問に対する答弁書

サード頭了解について

一から三までについて

一 前文の答弁にある「藤山・マッカーサー口頭了解」につき、それがいつ、誰によって文書化され、これまで外務省のどこに、誰の責任の下、保管されてきたのか、詳細に説明されたい。

二 本年三月九日付の各種報道によると、これまで政府が①の「密約」の存在を否定する根拠の一つとしてきた「藤山・マッカーサー口頭了解」は、そもそも存在しておらず、当時の藤山愛一郎外務大臣とダグラス・マッカーサー駐日米国大使との間で会談がなされた際、核を搭載した米国艦船が我が国に寄港する際、事前に協議をすることが明らかになつたと報じているが、右は事実か。

三 一二で、「藤山・マッカーサー口頭了解」がそもそもなかつたことが事実なら、政府としてなぜその様な嘘をこれまでつき続け、国民を騙し続けてきたのか、その理由を説明されたい。右質問する。

平成二十二年三月十一日提出 質問第一四五号

子どもの動物性脂肪の摂取基準に関する質問主意書

提出者 平 将明

子どもの動物性脂肪の摂取基準に関する質問主意書

衆議院議員鈴木宗男君提出藤山・マッカーサー口頭了解に関する質問に対する答弁書

内閣總理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

跡する等大規模臨床試験を組むことになると考へるが、現在の日本においてそのような大規模臨床試験を組むことは困難であろうが、政府として日本本の子どもに動物性脂肪の摂取基準を示す必要がある。

驗は行つていな

よつて以下の質問をする。

二　もしも、大規模臨床試験が行われていない場合は何を論拠に何年後に示される予定か。

三　政府は、小児脂質異常症と小児メタボリックシンドromeを引き起こしている日本の子ども
の食事摂取の変化は、動物性脂肪すなわち飽和脂肪酸とコレステロールの摂取増加以外の栄養素の増加に原因があると考えているのか。
右質問する。

二について
　御指摘の十七歳以下の飽和脂肪酸とコレステロールの摂取基準については、今後、関連する学術論文及び学術資料を収集し、その内容を検証しつつ、その策定を検討してまいりたいと考えておるが、現時点において、策定時期をお示しすることは困難である。

三について
　御指摘の小児脂質異常症と小児メタボリックシンドromeを引き起こしている原因については、遺伝的因素や出生前要因などが関与しておる、また、飽和脂肪酸やコレステロールの摂取状況を含めた食習慣や運動習慣などの生活習慣全般が関与していると考えられるため、一概にお答えすることは困難である。

内閣衆質一七四第二四五号
平成二十三年三月十九日

內閣總理大臣 島山由紀

衆議院議員平将明君提出子どもの動物性脂肪の摂取基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員平将明君提出子どもの動物性脂肪の摂取基準に関する質問に対する答弁書
一について

生活習慣病予防のための健康栄養政策に関する質問主意書

農林水産省農業総合研究所所長、財團法人食

平成二十二年三月二十三日 衆議院会議録第十五号 議長の報告

料・農業政策研究センター理事長を歴任した並木正吉氏がその著書「欧米諸国の栄養政策」で記述しているように、欧米諸国では、一九八〇年代から生活習慣病予防のための栄養政策が行われた。一九七七年「アメリカ合衆国上院栄養問題特別委員会報告書」が国民に示され、「高エネルギー・高脂肪の食品、つまり肉・乳製品・卵といった動物性食品を減らし、できるだけ精製しない穀物や野菜・果物を多く摂るように」と勧告された。また、最も理想的な食事と定義したのは、元禄時代以前の日本の食事、伝統的な日本人の食事、和食であると報告されている。「欧米諸国の栄養政策」では、ヨーロッパでも動物性脂肪の供給源である牛乳・乳製品と肉につき、国民に高脂肪食生活と関係の深い生活習慣病、心血管疾患についての知識を広め、牛乳・乳製品は低脂肪、無脂肪乳製品、肉は赤身の肉を選ぶように健康教育が行われ、また、政府が赤身肉生産のやり方や低脂肪生産物を奨励する力強い政策を採用し、飽和脂肪酸の摂取を減らすことに成功したと報告されている。

待できるか疑問である。主菜として肉・魚・卵・大豆料理から三皿程度選ぶのと、肉・卵から三皿程度選ぶのでは、高コレステロール血症の予防に大きな差があるものの、同列に扱われている。また、牛乳・乳製品についても、成分無調整牛乳と無脂肪、低脂肪牛乳を選ぶのでは高コレステロール血症の予防に大きな差があるが、区別がなされていない。

「歐米諸国の栄養政策」では、生活習慣病予防対策で効果を上げるために、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、消費者庁等の関係する各部門が参加し、栄養政策、あるいは行政をすすめるための一元的・包括的で各省庁、各部門の政策を調整し、監視し、さらに実施過程を把握し、実施の結果を確認する組織が必要であると指摘しているが、高コレステロール血症の予防効果を期待できるか疑問である。主菜として肉・魚・卵・大豆料理から三皿程度選ぶのと、肉・卵から三皿程度選ぶのでは、高コレステロール血症の予防に大きな差があるものの、同列に扱われている。また、牛乳・乳製品についても、成分無調整牛乳と無脂肪、低脂肪牛乳を選ぶのでは高コレステロール血症の予防に大きな差があるが、区別がなされていない。

先進国で生活習慣病予防に効果を上げた健康新政政策として、日本でも、国民に動物性脂肪（飽和脂肪酸、コレステロール）摂取と脂質異常症、糖尿病、心血管疾患、脳梗塞発症の関連を説明し、牛乳・乳製品は低脂肪、無脂肪のものを、肉は赤身の肉を選ぶように健康教育を広め、政府が畜産家に赤身肉生産のやり方や低脂肪生産物を奨励する力強い新政政策を採用し、食品業界にも協力を求めていくべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 「欧米諸国の栄養政策」で必要と指摘されてい
る、生活習慣病予防対策について関係各省庁、

各部門が参加した、一元的・包括的に取り組む組織を作るべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第二四六号
平成二十二年三月十九日

内閣総理大臣 島田由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員平将明君提出生活習慣病予防のための健康栄養政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平将明君提出生活習慣病予防のための健康栄養政策に関する質問に対する答弁書

動物性脂肪の過剰摂取は、脂質異常症、糖尿病、心血管疾患、脳梗塞等の生活習慣病の原因の一つであると考えられることから、国民の健康づくりを総合的に進める二十一世紀における国民健康づくり運動（健康日本二十一）において、脂肪の適正な摂取について目標を設定するとともに、当該目標の達成のため、外食料理の栄養成分表示ガイドライン等の普及啓発を行っているところである。

また、生活習慣病対策の推進のためには、食品産業関係者の協力が必要であることから、「食生活指針の推進について」（平成十二年三月二十四日閣議決定）に基づき、食品産業関係者を中心とする「減塩・低脂肪の料理や食品の提供」に関する取組を推進しているところであ

る。

さらに、当閣議決定を踏まえ、国民が自ら食生活改善に取り組むため、「食生活指針の解説要領」及び「食生活指針の推進に係る文部省・厚生省・農林水産省の連携方策」について（平成十二年十二月二十六日付け文体学第三百七十二号文部省体育局長、健医発第千八百六十七号厚生省保健医療局長及び十二食流第三千八百十三号農林水産省食品流通局長通知）を発出し、脂肪の過剰摂取を控えることや動物・植物・魚由來の脂肪をバランス良く摂ることなどの栄養バランスの取れた食生活について、食品産業関係者を含め、広く国民への周知を行っているところである。

号農林水産省食品流通局長通知を発出し、脂肪の過剰摂取を控えることや動物・植物・魚由來の脂肪をバランス良く摂ることなどの栄養バランスの取れた食生活について、食品産業関係者を含め、広く国民への周知を行っているところである。

二について

政府としては、既に、教育基本法（平成十七年法律第六十三号）に基づき、内閣総理大臣を会長とし、関係国務大臣が委員として参加する教育推進会議を設置するとともに、同会議において、教育推進基本計画（平成十八年三月三十日教育推進会議決定）を作成し、同計画に基づき、教育の施策の一つとして、生活習慣病を予防して健康を増進するための食生活の改善の取組を関係各府省が連携して推進しているところである。

平成二十二年三月十一日提出

質問 第二四七号

生活保護受給者からの預かり金制度に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

生活保護受給者からの預かり金制度に関する質問主意書

内閣衆質一七四第二四七号
平成二十二年三月十九日

内閣総理大臣 島田由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出生活保護受給者からの預かり金制度に関する質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出生活保護受給者からの預かり金制度に関する質問に対する答弁書

青森県弘前市において、生活保護受給者から弘前市への返還のために市職員が預かった現金の紛失や不適切な処理が発覚し、クローズアップされている。一時的に生活に困り生活保護を受けていた方が、収入などが増えたとき、受け取った保護費を自治体に返還するよう生活保護法は定めている。その返還された保護費において、ずさんな対応があつたことは誠に遺憾である。

従つて、次の事項について質問する。

一 今回、弘前市で発覚した生活保護の返還された保護費をめぐる問題を、国はどのように認識し捉えているか。

二 地方自治法第二百三十五条の四第二項によれば、「預かり金制度」という地方公共団体のものではない現金は、法律や政令の規定によらなければ保管されることが出来ないこととなる。全国の他の地方公共団体で預かり金制度というものを、実際に有していないかどうか、国は調査すべきではないか。

三 二に関連し、預かり金制度は、地方自治法第六十三条の規定に基づく生活保護受給者からの返還金（以下「返還金」という。）については、

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六十三条の規定に基づく生活保護受給者からの返還金（以下「返還金」という。）については、

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の四第二項の規定に違反すると思われるがいかがか。

四 二と三に関連し、一部の自治体で預かり金制度が実際にあるとしたならば、地方自治法の改正等、国としての対策を講じるべきではないか。

右質問する。

し、「現業員等による生活保護費の詐取等の不

平成二十二年三月二十三日

議長の報告

千三百億円を国庫に返納することとされてい
る。について

独立行政法人九十八法人のうち国からの出資等により造成された基金等であって、基金等を費消せず、その運用益を基金事業の財源に充てる運営形態を持つものを保有する法人及びその基金等の数について、それが多いか否かの認識については、その判断の基準が不明であるため、お答えすることは困難であるが、平成二十一年度末においては九法人十基金等であり、平成

二十二年度においては五法人六基金等となる
なお、九法人十基金等の内訳を示せば、独立
行政法人情報通信研究機構の衛星放送受信対策
基金 独立行政法人平和祈念事業特別基金の運

本芸術文化振興会の芸術文化振興基金、独立行政法人福祉・医療機構の長寿・子育て・障害者基金、独立行政法人雇用・能力開発機構の財産形 成利子補給基金、独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金及び公害健康被害予防基金で あり、このうち、平成二十二年度予算においては、独立行政法人情報通信研究機構の衛星放送受信対策基金、独立行政法人平和祈念事業特別基金の運用資金、独立行政法人国立青少年教育振興機構の子どもゆめ基金、独立行政法人福祉・医療機構の長寿・子育て・障害者基金及び独立

止されるものではない。
なお、独立行政法人については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成二十一
二月二十五日閣議決定。以下「閣議決定」と
う。)に基づき、すべての事務・事業について
民的視点から抜本的な見直しを行い、見直し
結果を踏まえ、廃止、民営化、移管等を行う
きものについては、必要な措置を講じることと
している。
三について

「人通則法の一部を改正する法律案」（第一百六十九回）

行政法人雇用・能力開発機構の財産形成利子補給基金については、国費の全部を国庫納付をし、また、独立行政法人国際交流基金の運用資金については、国費の一部を国庫納付することとした結果、基金等を費消せず、その運用益を基金事業の財源に充てる運営形態を持つものを保有する法人及びその基金等は、五法人六基金等となるものである（独立行政法人国立青少年教育振興機構の子どもゆめ基金については、国費の全部を国庫納付するものの民間出えん金が基金として残るものである）。

また、基金等を国庫納付したとしても、独立行政法人が、基金等によらずに行うこととされている事業を行っている場合や、基金等により行われていた事業についても、必要な額を予算

回国会閣法第七十九号)においては、独立行政法人の評価機関の一元化に係る事項、法人の長及び監事の人事への内閣承認及び公募の導入に係る事項、監事及び会計監査人の職務権限の充実強化並びに監事の任期の延長に係る事項、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役職員の再就職規制に係る事項並びに国費で取得した不要財産の国庫納付及び民間出資等で取得したこととされていた。一方、今国会に提出している「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」においては、国費で取得した不要財産の国庫納付及び民間出資等で取得した不要財産の払戻しに係る事項について措置することとしている。

なお、独立行政法人の組織体制等については、ガバナンスの強化等の視点から検討を行つてゐるところであり、その結果等を踏まえて必要な措置を講じることとしているところである。

また、独立行政法人の基金等について、平成二十一年度予算に計上していた国庫返納額と平成二十二年度予算に計上している国庫返納額との異同を示すと、次のとおりである。

独立行政法人情報通信研究機構の高度電気通信施設整備促進基金 平成二十一年度予算に新規に四十二億円を計上

独立行政法人平和祈念事業特別基金の運用資金 平成二十一年度予算に新規に二百億円を計

二十二年度予算に新規に三百四十二億円を計上
独立行政法人国際交流基金の運用資金 平成
もゆめ基金 平成二十二年度予算に新規に百億円を計上

独立行政法人福祉医療機構の長寿・子育て・障害者基金 平成二十二年度予算に新規に一千七百八十七億円を計上

独立行政法人雇用・能力開発機構の財産形成利子補給基金 平成二十二年度予算に新規に十億円を計上

独立行政法人農畜産業振興機構の野菜農業振興資金 平成二十二年度予算に新規に一億円を計上

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法債務保証の資金 平成二十一年度予算と平成二十二年度予算ともに三十二億円で同額

独立行政法人情報処理推進機構の信用基金 平成二十二年度予算に新規に九十一億円を計上

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の鉱害保証債務基金 平成二十一年度予算と平成二十二年度予算とともに三億円で同額

独立行政法人住宅金融支援機構の出資金 平成二十二年度予算に新規に一千三百億円を計上

現在、基金等により行われている事業で、当該基金等を国庫納付することとなるものについて、今後も当該事業を行っていくことが必要と四について

認められる場合には、適切に財源を確保しつつ、当該事業を実施するために必要な額を予算において措置する必要があると認識している。

五について

独立行政法人の基金等については、独立行政法人のすべての事務・事業について、閣議決定に基づき、国民的視点から抜本的な見直しを行うこととしており、その際、保有資産等が過大なものとなつていいいかとの視点で検証庫返納等を行うべきではないかとの視点で検証することとしている。したがって、現時点でお尋ねの点についての政府としての認識をお答えすることは困難である。

六について

お尋ねについては、平成二十二年三月十一日開催した第六回行政刷新会議において了承された「今回の事業仕分けについて」に示されていおり、本年四月下旬及び五月下旬に事業仕分けを実施する予定であり、この中で「予算面について

お尋ねについては、平成二十二年三月十一日開催した第六回行政刷新会議において了承された「今回の事業仕分けについて」に示されていおり、本年四月下旬及び五月下旬に事業仕分けを実施する予定であり、この中で「予算面について

公務員の天下り調査に関する質問主意書

提出者 谷 公一

平成二十二年三月十一日提出
質問 第二四九号

りまとめを行つこととなつており、同会議が取りまとめを行つた場合には、政府の施策は、政府内の調整を経て決定されるものと考えている。

りまとめを行つこととなつており、同会議が取

をする。

一 去る平成二十二年二月十九日及び三月一日の衆議院総務委員会において、私は、「先の鳩山代表の発言」の内容を精査し、政府が定義する「天下り」に該当する者の人数と「裏下り」と言われる者の人数を、それぞれ調査するよう requirement を求める。

明確に定義する必要があると考えるが、政府の見解を問う。

三 「先の答弁」において、原口総務大臣は、「天下り」と「裏下り」について「しっかりと調査をして公表」することを明言しているが、政府が定義する「天下り」と「裏下り」と言われる者の人数と法人名について、政府はいつから調査を始めた。

。

これに対し、原口総務大臣より、「おっしゃるとおりです。いかなる天下り、先ほどお話しになつた裏下り、まさに省庁のあつせんによってボストを独占する、あるいは、その先で官製談合やあるいは随意契約の温床となる、こういったものを私たちは野党時代から追及をしてきたわけで、これは総務省でしっかりと調査をして公表していきたい、このように思つています、十二兆一千億円のお金がそこに流されているわけです」との発言(以下「先の鳩山代表の発言」という)をした。

その後、政権交代を果たした鳩山内閣の下で、
①政府は、新たに「天下り」を定義付けるなどしたこと、②政府は、「府省庁によるあつせんの有無による天下り」と定義する「天下り」に該当する者的人数と「裏下り」と言われる者の人数を、政府で調査することを約束したものであることは、会議録を読めば明らかであるが、再度、その点を確認する。

「先の答弁」は、「先の鳩山代表の発言」の内容を精査し、政府が定義する「天下り」に該当する者的人数と「裏下り」と言われる者の人数を、政府で調査することを約束したものであることは、会議録を読めば明らかであるが、再度、その点を確認する。

1 政府が「天下り」を定義した後も、閣僚が「天下り」という言葉をあいまいに使用していることに問題はないのか。政府の見解を問う。

2 「先の枝野大臣の発言」における「隠れ天下り」とは何か。その定義を具体的に説明されたい。

年三月二日参議院議員山下栄一君提出天下り問題

に關する再質問に対する答弁書」と認識していることなどから、鳩山内閣が「先の鳩山代表の発言」の内容を精査し調査して公表することは、国民に対する説明責任であると考える。そこで以下質問

七について

お尋ねについては、行政刷新会議の議長である内閣総理大臣を含む同会議の構成員による審議の結果として事業仕分けの結果についての取扱いまとめることとなる。

内閣衆質一七四第二四九号

平成二十二年三月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員谷公一君提出公務員の天下り調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(号外)

(別紙)

衆議院議員谷公一君提出公務員の天下り調査に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「天下り」と「裏下り」と言われる者の人数と法人名については、御指摘の「先の鳩山代表の発言」の内容を踏まえ、政府として、国家公務員の再就職の実態を国民に明らかにすることは重要であり、調査を行う必要があると考えている。

ただし、先の答弁書(平成二十一年十二月四日内閣衆質一七三第一〇四号)一及び二についてでお答えしたとおり、「先の鳩山代表の発言」の内容に係る再就職のすべてについて府省庁によるあつせんの有無を確認することは膨大な作業を要し困難であるため、有効かつ効率的な調査を行ふべく、具体的な調査の対象や実施方法について、現在、鋭意検討しているところであり、今月中に結論を得た上で、本年四月以降に調査を実施し、取りまとめ次第、速やかに公表することとした。

また、お尋ねの「裏下り」については、先の答弁書(平成二十二年二月二十二日内閣衆質一七四第六九号)一及び二についてでお答えしたとお

りであるが、今般の調査を実施するに当たつては、有効かつ効率的なものとすべく、具体的な

調査の対象を明確にすることが必要と考えている。

四の1について

御指摘の発言は、国又は独立行政法人(以下「国等」という。)から支出を受けている法人等の政府系の公益法人に国等が行なっている事業について今後実施する予定の事業仕分けの対象事業を、透明性を確保しつつ、効率的かつ効果的に選定するため一定の法人を抽出するに当たり、国等からの支出の金額が一定以上である法人等のほか、国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する法人を抽出の対象にするという趣旨で述べたものであり、この発言に特段の問題があるとは考えていない。

四の2について

お尋ねの「隠れ天ドリ」については、一般的に定義されているものではないが、御指摘の発言においては、府省庁によるあつせんの事実が認めされていない国家公務員の再就職を含め、国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する法人を抽出の対象にするという趣旨で述べたものである。

平成二十二年三月十一日提出
質問 第二五〇号

外務省機密費の上納問題に関する再質問主意書

提出者 塩川 鉄也

外務省機密費の上納問題に関する再質問主意書

一 前回の質問主意書(質問第一七七号)において、「鳩山内閣は、いわゆる外務省機密費の上納問題について、『かつて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことがない』と全面否定してきたと思いますが、それとの整合性はどうなりますか」と問われて『整合性はあります』と答弁している。今回の政府見解と整合性のない過去の政府見解とは具体的にどのようなものか。国会でそのような整合性のない答弁は、いつ、誰(大臣及び政府参考人)によって、どのような内容で行われたか。整合性のない国会答弁をすべて明らかにされたい。』と質問した。これに対する答弁書(内閣衆質一七四第一七七号)では、「調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である」との回答であった。議事録検索によつて調べたところ、外務省報償費の上納について否定している政府答弁として、別紙「外務省機密費の上納問題に関する国会答弁一覧」が行われている。それぞれの答弁について、「かつて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことがあつたことが外務省において判明した」とした今回の政府見解との整合性の有無について明らかにされたい。

四、一

二、一の質問の別紙で列挙した過去の政府答弁は、いずれも上納を否定しており、整合性についての判断は容易に行えると考えるが、もし、これらについて整合性の判断が困難な場合に

は、整合性がないと考える政府答弁を複数示していただきたい。

三、一の質問の別紙で列挙した答弁以外に整合性がない答弁がある場合は、すべてを明らかにすることは、前回の答弁書によれば、「調査に膨大な作業を要する」とのことであるから、いくつか追加的に示されたい。

四、岡田外相は、二月五日の会見で、「刑事案件にもなった事件もありました。そういうことは起こり得るということで、その後、外務省としてはこういった使い方をやめたわけです。」と説明している。前後の文脈から、「刑事案件になつた事件」とは、松尾元要人外国訪問室長による公金横領事件をさし、「その後、外務省としてはこういった使い方をやめたわけです」とは、外務省の報償費を総理大臣官邸の外交用務に使用することをやめたと理解するが、この理解でよいか。松尾元要人外国訪問室長による公金横領事件は、内閣官房報償費の横領事件と承知するが、外務省の報償費を総理大臣官邸の外交用務に使用し続けた場合、なぜ、「そういうこと(内閣官房報償費の横領事件)が起こり得ると考えられるのか。外務省報償費を総理大臣官邸の外交用務に使用することをやめた理由と内閣官房報償費の横領事件との関連を説明されたい。右質問する。

(別紙)

外務省機密費の上納問題に関する国会答弁一覧

発言者	肩書	発言内容	会議名	日時
坂本三十次	官房長官	内閣の報償費で足りなくて外務省の報償費まで使っておるというようなお話でしたけれども、私は全然そんなことは聞きませんね。外務省は外務省、官房は官房だと、そう思っております。 (質問者：寺前巖衆議院議員（共産党）)	衆議院決算委員会	平成 02 年 06 月 14 日
荒田建	内閣参事官	内閣官房におきまして、行政を運営するに当たりまして必要とされる報償費につきましては、先ほど申し上げましたとおり内閣官房で予算計上してございまして、ほかから持ってくるというようなことはございません。 (質問者：寺前巖衆議院議員（共産党）)	衆議院決算委員会	平成 02 年 06 月 14 日
森喜朗	総理大臣	なお、外務省報償費が官邸に上納されていることはありません。 (質問者：石井郁子衆議院議員（共産党）) 外務省報償費の内閣官房報償費への流用については、そのようなことはございません。 (質問者：土井たか子衆議院議員（社民党）)	衆議院本会議	平成 13 年 02 月 06 日
小泉純一郎	総理大臣	なお、内閣官房長官からも度々答弁しているとおり、外務省の報償費が内閣官房に来ているということはございません。 (質問者：江田五月参議院議員（民主党）) いわゆる上納という問題につきましては、これは何度も何度もそういうことはないというように申し上げておるわけでございまして、過去においてもそういうふうに答弁しておりますし、私もそういうふうに申し上げているわけでございます。 (質問者：生方幸夫衆議院議員（民主党）)	参議院本会議	平成 13 年 02 月 07 日
福田康夫	官房長官	(外務省の機密費から回収して官房の機密費に二十億が流れたという新聞報道に対し) そのような事実はございません。 (質問者：北澤俊美参議院議員（民主党）) これまで何度も繰り返して国会で答弁させていただいておりますけれども、報道にありますいわゆる外務省の上納というものはございません。 (質問者：江田五月参議院議員（民主党）) (上納は、本当に間違いないのですか。という質問に対し) これはもうたびたび答弁しているとおりでございます。	参議院予算委員会	平成 13 年 03 月 08 日
			衆議院内閣委員会	平成 13 年 06 月 08 日

(外) 報

(外) 報坦

	(質問者：中沢健次衆議院議員（民主党）)			
	(内閣官房が一括して払っていたということであるなら実質的な上納と言えるのではないか。との質問に対し)これは、そういうように経費が入り組んでいたということがあったわけですね。これを上納と言うかどうか、私どもは上納というふうに言つていい。要するに、経費の明細が、項目によつて向こうで負担してもらうとかいうようなことがあった。そういうような事実があつたということは確かであります、それは、現在と申しますか、十三年度から明確にして疑いのないようにするというように改めておるところでございます。	衆議院予算委員会	平成 14 年 01 月 28 日	
宮沢喜一	財務大臣	(質問者：原口一博衆議院議員（民主党）) いわゆる上納があることはありません。今までね。(質問者：平野貞夫参議院議員) （機密費の上納が予算項目に記載されているという新聞報道について）けさの新聞報道には財務省のことと関係するように出ておりましたが、事実は全くございません。（質問者：細田博之衆議院議員（自民党））お尋ねは、外務省から官邸に機密費と言われるようなものが上納されていることは財政法に違反する、そういう事実はないと承知しております。	参議院予算委員会	平成 13 年 02 月 08 日
河野洋平	外務大臣	(質問者：福島瑞穂参議院議員（社民党）) 外務省の報償費が官邸に上納されていることがあるかという意味のお尋ねがございました。外務省の報償費が官邸に上納されているとの事実はございません。（質問者：上田清司衆議院議員（民主党）） 外務省の報償費が官邸に上納されていることがあります、御答弁がございましたが、外務省報償費が官邸に上納されている事実はございません。	衆議院本会議	平成 13 年 03 月 19 日
		(質問者：市田忠義参議院議員（共産党）) 外務省報償費についてお尋ねがございました。総理からも御答弁がございましたが、外務省報償費が官邸に上納されている事実はございません。	参議院本会議	平成 13 年 02 月 05 日
		(質問者：市田忠義参議院議員（共産党）) 外務省所管の報償費は、本省分であると在外分であるとを問わず、内閣官房報償費に組み込まれていることはございません。（質問者：梶原敬義参議院議員（社民党）） 外務省報償費が内閣官房に上納されているかというお尋ねでございますが、上納されているということはありません。（質問者：上田勇衆議院議員（公明党）） これは、予算委員会で繰り返し私からも御答弁を申し上げておりますし、官房長官からも御答弁がございませんでしたけれども、外務省報償費が官邸へ上納されているという事実はございません。（質問者：前田雄吉衆議院議員（民主党）） 上納があつたかどうかという記事を指しておられると思いますが、これには衆議院の予算委員会でも累次にわたって私どももこうした事実はございません。	参議院本会議	平成 13 年 02 月 07 日
		(質問者：前田雄吉衆議院議員（民主党）) 上納があつたかどうかという記事を指しておられると思いますが、これには衆議院の予算委員会でも累次にわたって私どももこうした事実はございません。	参議院予算委員会	平成 13 年 03 月 01 日

		上納問題についてお答えいたしましたけれども、外務省の報償費が内閣官房に上納されているということはないということを確認いたしております。それは、私は、現官房長官にももちろん、諸先輩にも伺っておりますが、これまで国会において官房長官や外務大臣経験者、ここにもいらっしゃいますけれども、累次述べておられるところです。	衆議院外務委員会	平成 13 年 06 月 13 日	
		(質問者：木下厚衆議院議員 (民主党))	衆議院外務委員会	平成 13 年 06 月 15 日	
		歴代の総理大臣、外務大臣、そして官房長官、まあ総理大臣全員じやございませんけれども、からは、上納はなかったというお答えをいたしましておりませんので、そういうふうに結論づけざるを得ません。	(質問者：菅直人衆議院議員 (民主党))	参議院決算委員会	平成 13 年 06 月 25 日
		関係者皆様が上納ということはなかったということをおつしやつておられますので、私はそれを信ずる以外にないというふうに思っております。	(質問者：平野貞夫参議院議員 (自由党))	衆議院外務委員会	平成 13 年 06 月 27 日
		上納につきましては、もう何度も何度も申し上げていることで恐縮でございますけれども、官房長官や外務大臣経験者等に確認をした結果、そういうことはないということをございますので、そのように認識をいたしております	(質問者：木下厚衆議院議員 (民主党))	衆議院外務委員会	平成 13 年 11 月 07 日
		今こちらにお二人の外務大臣経験者の大先輩がいらっしゃいますけれども、そうした先輩の皆様、それから福田赳氏官房長官からも、そうしたことではないということを、公の場で皆様が累次述べていらっしゃいます。それから私も、一回ですけれども会計課に参りまして、一部の資料も見せてもらいましたけれども、そうした痕跡は私は見つけることができませんでした。	(質問者：木下厚衆議院議員 (民主党))	衆議院予算委員会	平成 13 年 06 月 27 日
		当時の関係者とかそれから役所の方に書類を見せてもらったり、あるいは直接お目にかかる機会で伺っておりますけれども、いざれの方もないといふ、特に官房長官、外務大臣経験者がそうおっしゃっておりますし、私には証拠が見つかりませんので、そのように存じます。	(質問者：上田清司衆議院議員 (民主党))	衆議院予算委員会	平成 13 年 11 月 13 日
		外務省報償費が内閣官房に上納されていいかどうかということにつきまして、これまで国会の議論の場で、総理、官房長官、それから歴代の外務大臣等によりまして、そうしたことはない旨今まで説明をされてきているというふうに私も思つて聞いております。	(質問者：岡田克也衆議院議員 (民主党))	衆議院予算委員会	平成 14 年 02 月 12 日
川口順子	外務大臣	(外交機密費について) それから、官邸への上納の問題でござりますけれども、これにつきましては、歴代の外務大臣もおっしゃっていますとおり、そういうことはないということでおざいますので、私はそういうふうに思つております。	(質問者：石井一衆議院議員 (民主党))	衆議院予算委員会	平成 14 年 02 月 12 日

		外務省報償費が内閣官房に上納されているかどうか、ということにつきましては、これまでも国会の議論の場におきましたて、総理、官房長官及び歴代の外務大臣が、今委員がおっしゃられましたように、そうしたことはないという御説明をされてきていると承知をいたしております。 (質問者：藤島正之衆議院議員(自由党))	衆議院安全保障委員会	平成 14 年 04 月 18 日
荒木清寛	外務副大臣	これは、参議院の各委員会でも外務大臣が何回か申し上げておりますけれども、この外務省の報償費はあくまでも外務省の責任で支出をしていわゆるおっしゃるような上納ということではないわけでありまして、このことを私からも改めてここで申し上げます。 (質問者：篠鶴進参議院議員(民主党))	参議院内閣委員会	平成 13 年 03 月 27 日
杉浦正健	外務副大臣	外務省の報償費については福田長官も今申されたり、外務大臣も、それから前の大蔵、それから福田先生はまたそのときも官房長官でいらっしゃいましたが、国会で外務省の報償費を官邸に上納させたということはないと再三再四申されておりますし、田中外務大臣も関係者の話をし、内閣官房に上納されているということはないと確認したということを再三再四申しておられるところでございまして、それはないと認識しております次第であります。 (質問者：松本善明衆議院議員(共産党))	衆議院内閣委員会	平成 13 年 06 月 08 日
飯村豊	外務大臣官房長	報償費の支出につきましては、各局部きちつと手続きを踏んで、事務方が私どものところへ上がってまいるようになっておりまして、仮に上納といふつまり、外務省の予算から例えれば官房の予算に移すことのお話でございましょうが、そういうものができるようなシステムにはないといふ。もう四ヵ月これをやつておるわけですが、大臣決裁をやっておる、サインをしておる者の一人として、そのことははっきり申し上げられると思います。 (質問者：木下厚衆議院議員(民主党))	衆議院外務委員会	平成 13 年 11 月 07 日
		外務省の報償費、これは具体的には現在総額五十五億六千六百万円の予算をつけていただいておりますけれども、これは外務省が責任を持って執行しております、一部の報道にございますように内閣官房に上納されているという事実はないということは、国会における審議の過程で累次御説明申し上げているとおりでございます。 (質問者：大脇雅子参議院議員(社民党))	参議院行政監視委員会	平成 13 年 04 月 09 日

内閣衆質一七四第二五〇号

平成二十二年三月十九日

内閣総理大臣 島山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員塩川鉄也君提出外務省機密費の上納

問題に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員塩川鉄也君提出外務省機密費の上納

問題に関する再質問に対する答弁書

平成二十二年三月十一日提出

質問第一五一一号

イラクに対する武力行使及び自衛隊派遣についての鳴山内閣の統一見解に関する質問主意

いての鳴山内閣の統一見解に関する質問主意

書

提出者 赤嶺 政賢

主意書

し、確定した。

民主党は、イラクに対する武力行使は国連憲章をはじめとする国際法の原則に違反し、自衛隊のイラク派遣は憲法上の疑義があるとの見解を表明し、政府の対応を批判してきた。

昨年九月、鳴山内閣が発足した。日米両政府は、日米安保条約の改定から五十年を迎えた今

年、日米同盟を深化させるための協議を開始して

いるが、イラクに対する武力行使を支持し、自衛

隊を派遣するに至った経緯について現政権が検証

し総括することは、今後の日米関係と日本外交の

あり方にとつて、きわめて重要な意味を持つと考える。

したがつて、次の事項について、鳴山内閣の統

一見解を示されたい。

一 イラクに対する武力行使は、国際法に違反す

るとの認識か。

二 航空自衛隊及び陸上自衛隊のイラクへの派遣

は、憲法に違反するとの認識か。

三 イラクに対する武力行使を支持し、自衛隊を

派遣した当時の政府の判断は、誤っていたとの

認識か。

四 イラクに対する武力行使を支持し、自衛隊を

派遣するに至った経緯について検証し、結果を

公表すべきではないか。

右質問する。

衆議院議員赤嶺政賢君提出イラクに対する武力行使及び自衛隊派遣についての鳴山内閣の統一見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

れた場合においては、旧法第六条第六項の規定は、なおその効力を有する。

第五条 この法律の施行前に旧法第六十二条第一項の規定による勧告がされた場合においては、同条第二項から第二十八項までの規定は、なおその効力を有する。

第六条 この法律の施行前に旧法第六十三条第一項に規定する申請があつた場合には、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「市町村の合併の特例等に関する法律第三条第一項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第三条第一項」と、「市町村の合併の特例等に関する法律第六十条第一項に規定する市町村合併推進審議会の委員」とあるのは「平成二十二年三月三十日に市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二号)による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律第六十条第一項に規定する市町村合併推進審議会の委員であつた者」とする。

(附則第三条の見出しを「市町村の合併の特例に関する法律に係る特例」に改め、同条中「平成二十二年三月三十日」を「平成三十一年三月三十日」に、「市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二号)による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律第六十条第一項」を「若しくは第五条第二十一項」に改め、「若しくは第六十一条第二十八項」を削る。
 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国民健康保険法の一部改正)

第八条 国民健康保険法昭和三十三年法律第二百九十二条の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法

律」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

(地方公共団体の議会の議員及び長の選舉に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正)

第九条 地方公共団体の議会の議員及び長の選舉に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう市町村の合併の特例等に関する法律の期限を十年間延長するとともに、市町村の合併が相当程度進捗していること等にかんがみ都道府県等の積極的な関与による市町村の合併の推進を定めている規定を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう市町村の合併の特例等に関する法律の期限を十年間延長するとともに、市町村の合併が相当程度進捗していること等にかんがみ都道府県等の積極的な関与による市町村の合併の推進を定めている規定を廃止しようとするもので、その主要な内容は次のとおりである。

1 題名及び目的規定の改正

法律の題名を「市町村の合併の特例に関する法律」に改めるとともに、改正内容に対応

し、目的規定中の「自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化」を「自主的な市町村の合併の円滑化」に改めること。

2 市となるべき要件の特例に関する規定の改正

合併後の普通地方公共団体の市となるべき要件は人口三万以上を有することとする特例

を廃止すること。

3 地方交付税の額の算定の特例に関する規定の改正:

地方交付税の額を算定する場合においては、合併市町村については、市町村の合併に伴い臨時に増加する経費の需要を基礎として、基準財政需要額の測定単位の数値を補正

するものとする特例を廃止するとともに、合併市町村に交付すべき地方交付税の額を、合併年度及びこれに続く五年度については、合併前の合算額を下らない額とし、その後五年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とすること。

4 市町村の合併の推進に関する規定の廃止 総務大臣が市町村の合併を推進するための基本指針を定め、当該指針に基づき都道府県が市町村の合併の推進に関する構想を定めるものとする等の合併推進に向けた国、都道府県による関与を廃止すること。

5 国、都道府県等の協力等に関する規定の改正

(一) 国は、都道府県及び市町村に対し、これらの求めに応じ、市町村の合併に関する助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとすること。

(二) 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、市町村の合併に関する助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとすること。

官報 (号外)

6 その他

法律の有効期限を平成三十二年三月二十一

日まで延長すること。

7 施行期日

改正法の施行期日を平成三十二年四月一日

とすること。ただし、法律の有効期限に関する規定については、公布日施行とすること。

二 議案の可決理由

自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう市町村の合併の特例等に関する法律の期限を十年間延長するとともに、市町村の合併が相当程度進捗していること等にかんがみ都道府県等の積極的な関与による市町村の合併の推進を定めている規定を廃止しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三十二年三月十六日

総務委員長 近藤 昭一

衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

市町村の合併の特例等に関する法律の一部

を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について

十分配慮すべきである。

一 今回の改正により、法の目的が、市町村の合併の推進から自主的な市町村の合併の円滑化に改められたことを踏まえ、関係制度の適正な運

用に努めること。

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等であつて本邦に永住するものが置かれている状況にかんがみ、拉致被害者等給付金の支給期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

一 近年、市町村合併が政策的に推進されてきた経緯にかんがみ、合併市町村の行財政運営や住民参加、住民サービスの状況を引き続き調査・分析し、合併市町村の円滑な行政運営の確保に必要な措置を講ずること。

三 近年の市町村合併の進展を踏まえ、市町村への権限移譲を積極的に推進するとともに、それを支えるに足る地方税財政制度の確立に向け、地方との誠実な協議を行うこと。

四 広域的な行政の在り方や市町村合併により難しい小規模市町村における事務執行の在り方などについて、引き続き検討を進めること。

平成三十二年三月十六日

提案者

本案施行に要する経費としては、平年度約千一百万円の見込みである。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約千一百万円の見込みである。

第六十二条中「改善措置」の下に「保税蔵置

場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出」を加え、「第五十三条第一号」を「第五十三条第二号」に改める。

第六十七条の三第二項中「第七十九条の三第三項」を「第七十九条の四第二項」に改める。

第七十九条第三項第一号イ中「第七十九条の四第一項」を「第七十九条の五第一項」に改め

「次条及び第七十九条の五第一項」に改める。

第六章の二中第七十九条の四を第七十九条の五とする。

第七十九条の二第一項中「第七十九条の四第一項」を

「次条及び第七十九条の五第一項」に改める。

第七十九条の二中第七十九条の四を第七十九条の五とする。

第七十九条の二第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の二号を加える。

一 前条の規定による届出があつたとき。

第七十九条の三を第七十九条の四とし、第七

十九条の二の次に次の二条を加える。

（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）

第七十九条の二 第一項（認定通関業者の認定）の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出

第七十九条の二 第一項（認定通關業者の認定）の認定を受けている必要がなくなつたときには、政令で定め

るところにより、その旨を同項の承認をした

税関長に届け出ることができる。

第五十三条第四号を同条第五号とし、同条第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条

に第一号として次の二号を加える。

第六十二条中「改善措置」の下に「保税蔵置

場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出」を加え、「第五十三条第一号」を「第五十三条第二号」に改める。

第六十七条の三第二項中「第七十九条の三第三項」を「第七十九条の四第二項」に改める。

第七十九条第三項第一号イ中「第七十九条の四第一項」を「第七十九条の五第一項」に改め

「次条及び第七十九条の五第一項」に改める。

第六章の二中第七十九条の四を第七十九条の五とする。

第七十九条の二第一項中「第七十九条の四第一項」を

「次条及び第七十九条の五第一項」に改める。

第七十九条の三を第七十九条の四とし、第七

十九条の二の次に次の二条を加える。

（認定通關業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）

第七十九条の二 第一項（認定通關業者の認定）の認定を受けている必要がなくなつたときには、政令で定めた

るにより、その旨を同項の認定をした税関長

官 報 (号 外)

に届け出ることができる。

第百八条の四第一項中「七年」を「十年」に改め、同条第三項中「七年」を「十年」に、「七百万円」を「千万円」に改める。

第二項中「七年」を「十年」に、「七百万円」を「千万円」に改める。

第三項中「一年」を「三年」に、二百万円」を「
百万円」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項

及で第七項中「一月」「一年間」を「一月」「一年度」に改める。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二二年三月三

「日」を「平成二十三年三月三一日」に改める。

(施行期日)

施行するに付し、第一項の規定は、第百四十九条の四から第百十条まで、第一百十二条及び第一百十七条の改正規定は、平成二十二年六月一日から施

行する。

第二条 この法律(前条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に

する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 前項の犯罪に係る関税又は関税の払戻しの額の十倍が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金は、五百万円を超え当該関税又は関税の払戻しの額の十倍に相当する金額以下とすることができる。

第一百二十二条第一項中「三年」を「五年」に、「三百万円」を「五百万円」に改め、同条第二項中「(関税を免れる等の罪)」を削り、「三百万円」を「五百万円」に、「当該」を「当該」に改め、同条

理

最近における内外の経済情勢等に対応するため、税関における水際取締りを強化する等の観点から輸入禁止品を輸入する罪等に係る罰則水準を引き上げるほか、暫定関税率の適用期限を延長する等、所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

4 施行期日
この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十二年四月一日から施行すること。

議案の日決理由

見直し等を図るもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

衆議院議長 橫路 孝弘殿

株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

内閣總理大臣 島山由紀夫

株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律

第一項中「並びに我が國の二を「我が國の一二、
第五十七号)の一部を次のように改正する。

図る」を「図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する」と定義する。

進する」に改める。

大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国の平和及び安全の維持のための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十一年三月十七日

経済産業委員長 東 祥三

衆議院議長 横路 孝弘殿

外國為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求める件

右
国会に提出する。

平成二十一年十月二十七日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

外國為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外國為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提示出、第一百七十三回国会承認第二号)に関する報告書

右
国会に提出する。

平成二十一年三月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十一年三月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

利」に改める。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前において効力を生じた

共済契約(次項において「既契約」という。)については、この法律による改正後の第七条第四項

第一号中「設立するため」とあるのは、「設立す

るためその事業に係る金銭以外の資産の出資を

することにより」と読み替えて、同号の規定を適用する。

2 この法律の施行前に第七条第四項第二号に掲

大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第四項の規定により、北朝鮮を仕向地とする第三国からの貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて、法第十条第二項の規定に基づいたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

二 本件の議決理由

本件は、我が国の平和及び安全の維持のための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十一年三月十七日

経済産業委員長 東 祥三

衆議院議長 横路 孝弘殿

外國為替及び外國貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外國為替及び外國貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第二項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

より、北朝鮮を仕向地とする第三国からの貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて、法第十条第二項の規定に基づいたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

三 前二号に掲げるもののほか、当該共済契約の締結によつて小規模企業共済事業の適正化を目的としたこととして経済産業省令で定める場合に該当するとき。

第七条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「その事業に係る金銭以外の資産の出資をすることにより」を削る。

同条第四項中「第七条第四項第一号又は第三号」を「第七条第四項各号」に改め、「以内に、その者」の下に「(第十五条ただし書の規定により条件付権利の譲渡しをしたものを除く。)」を加え、同条第二項中「条件付き権利」を「条件付権

利」に改める。

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

同項第五号中「第三号若しくは前号」を「前二号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項

第二号の次に次の二号を加える。

三 前二号に掲げる個人の営む事業の経営に携わる個人(前二号に掲げる個人を除く。)

第三条第二項中「に」を「いずれかに」に改め、

朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について経済産業

課する措置及び同法第二十五条第四項の規定に

げる事由が生じた既契約に係る共済契約者については、この法律による改正後の第十三条第一項後段の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に申込みがされた共済契約については、この法律による改正後の第三条第五項第三号の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近における個人たる事業者の実態を踏まえ、小規模企業共済制度の充実を図るために、小規模企業の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における個人事業を取り巻く経済環境及び家族一体で行われることが多い事業の実態にかんがみ、個人事業主の配偶者や後継者を始めとする共同経営者の将来への安心を確保すること等を目的として、小規模企業共済制度の充実を図るために、小規模企業共済制の充実を図るために、小規模企業の加入対象に、個人事業主の共同経営者を追加すること。

2 共済契約の締結拒絶事由として、小規模企業共済事業の適正かつ円滑な運営を阻害することとなるおそれがあるものとして、経済産業省令で定める場合に該当するときを追加する

こと。

3 共済契約が解除されたものとみなされる事由のうち、個人事業主がその事業と同一の事業を営む会社を設立するために事業を廃止する場合において、その事業に係る金銭以外の資産の出資をすることを条件としないものとすること。

4 共済契約に係る掛金納付月数の通算の適用対象となる者に、配偶者又は子に事業の全部を譲渡した共済契約者であつて、解約手当金の支給を受ける権利を配偶者又は子に譲渡していないものを追加すること。

5 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、小規模企業共済制度の充実を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十二年三月十九日

衆議院議長 横路 孝弘殿

経済産業委員長 東 祥二

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

この法律案を提出する。

平成二十二年三月十七日

提出者

災害対策特別委員長 五十嵐文彦

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

関する法律の一部を改正する法律別表第一公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第一条第一項中「作成しなければならない」を「作成することができる」に改める。

附則第一条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「平成二十

二年度」を「平成二十七年度」に改める。

別表第一中「設置するもの」の下に「又は地震による倒壊の危険性が高いものとして文部科学大臣の定める基準に該当するもの」を加える。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項及び別表第一の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条第一項の同意を得た地震対策緊急整備事業計画についての同法第三条第二項の規定の適用については、同項中「五箇年」とあるのは、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第

号)附則第二項

の規定の施行の日から起算して五年以内に」と

理由

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成二十七年三月三十日まで延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則第二条から第五条までを削り、附則第一

条中見出し及び条名を削る。

本法施行に要する経費

本法施行に要する経費としては、平成二十二年

度約二百九十億円の見込みである。

3 この法律による改正後の地震防災対策強化地

域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律別表第一公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課

程の木造以外の校舎の補強で、文部科学大臣の定める基準に適合するものの項の規定は、平成二十二年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

4 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第十五号)の一部を次のよう改

正する。

附則第二条から第五条までを削り、附則第一

条中見出し及び条名を削る。

4 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第十五号)の一部を次のよう改

正する。

附則第二条から第五条までを削り、附則第一

条中見出し及び条名を削る。

4 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成二十七年三月三十日まで延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則第二条から第五条までを削り、附則第一

条中見出し及び条名を削る。

4 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成二十七年三月三十日まで延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

平成二十二年三月二十三日 衆議院会議録第十五号

發行所
東京都一〇番四丁目五番四号虎ノ門四丁五番四号
行政法人國立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
本体二部二〇円